

平成 27 年第 8 回定例会

鋸南町議会会議録

平成 27 年 12 月 15 日 開会

平成 27 年 12 月 18 日 閉会

鋸南町議会

平成 27 年第 8 回 鋸南町議会定例会議案一覧表

- | | |
|----------|---|
| 議案第 1 号 | 鋸南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について |
| 議案第 2 号 | 鋸南町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について |
| 議案第 3 号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 4 号 | 鋸南町税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 5 号 | 鋸南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 6 号 | 鋸南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 7 号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 議案第 8 号 | 平成 27 年度鋸南町一般会計補正予算（第 5 号）について |
| 議案第 9 号 | 平成 27 年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について |
| 議案第 10 号 | 平成 27 年度鋸南町水道事業会計補正予算（第 2 号）について |

平成 27 年第 8 回 鋸南町議会定例会会議録目次

招集告示	1
第 1 号 (12 月 15 日)	
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	2
本会議に職務のため出席した者の職氏名	3
開会の宣言	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	5
諸般の報告	6
町長から提案理由の説明、諸般の報告	6
一般質問	10
田久保浩通君	10
三国幸次君	18
渡邊信廣君	25
青木悦子君	38
鈴木辰也君	49
散会の宣言	64

第2号（12月18日）

議事日程	65
本日の会議に付した事件	65
出席議員	65
欠席議員	66
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	66
本会議に職務のため出席した者の職氏名	66
開議の宣言	67
議事日程の報告	67
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	67
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	69
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	71
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	72
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	76
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	77
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	78
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	79
議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	84
議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	85
閉会宣言	87

鋸南町告示第58号

平成27年第8回鋸南町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成27年12月10日

鋸南町長 白石 治 和

- 1 期 日 平成27年12月15日 午前10時
- 2 場 所 鋸南町役場議場

平成 27 年第 8 回 鋸南町議会定例会議事日程〔第 1 号〕

平成 27 年 12 月 15 日 午前 10 時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 一般質問〔5名〕
① 1 番 田久保浩通 議員
② 12 番 三国 幸次 議員
③ 4 番 渡邊 信廣 議員
④ 2 番 青木 悦子 議員
⑤ 7 番 鈴木 辰也 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

- | | |
|------------------|----------------|
| 1 番 田 久 保 浩 通 君 | 2 番 青 木 悦 子 君 |
| 3 番 笹 生 久 男 君 | 4 番 渡 邊 信 廣 君 |
| 5 番 小 藤 田 一 幸 君 | 6 番 緒 方 猛 君 |
| 7 番 鈴 木 辰 也 君 | 8 番 黒 川 大 司 君 |
| 9 番 伊 藤 茂 明 君 | 10 番 笹 生 正 己 君 |
| 11 番 平 島 孝 一 郎 君 | 12 番 三 国 幸 次 君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 町 長 白 石 治 和 君 | 副 町 長 内 田 正 司 君 |
| 教 育 長 富 永 安 男 君 | 総務企画課長 菊 間 幸 一 君 |
| 税務住民課長 福 原 傳 夫 君 | 保健福祉課長 渡 邊 昌 廣 君 |
| 地域振興課長 飯 田 浩 君 | 教 育 課 長 前 田 義 夫 君 |
| 水 道 課 長 山 崎 友 之 君 | 会 計 管 理 者 三 瓶 睦 君 |

総務管理室長 石 井 肇 君 監 査 委 員 川 名 洋 司 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事 務 局 長 増 田 光 俊 書 記 醍 醐 陽 子

…………… 開 会 ・ 午 前 1 0 時 0 0 分 ……………
〔開会のベルが鳴る〕

◎開会の宣言

○議長（伊藤茂明）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は 12 名です。

定足数に達しておりますので、平成 27 年第 8 回 鋸南町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議案の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

配付漏れなしと認めます。

本日は、区長会から傍聴の申し出があり、許可いたしました。

なお、傍聴席につきましては定員 28 名のほかに 12 席を用意してあります。したがって、40 名までを許可いたしたいと思っておりますので、御了承願います。

なお、傍聴席の皆様には、傍聴規則に従い静粛に傍聴いただくようお願い申し上げます。

また、携帯電話は電源を切るか、マナーモードに設定をお願い申し上げます。

なお、議会のインターネット中継につきましては、行政ネットワークサーバのシステム障害により、現在中継ができていない状況でございます。復旧次第中継をする予定でございますので、御了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（伊藤茂明）

これより日程に入ります。

日程第 1 「会議録署名議員の指名」をいたします。

今定例会の会議録署名議員は会議規則第 120 条の規定により、

6 番 緒方猛君、1 番 田久保浩通君の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（伊藤茂明）

日程第2「会期の決定」を行います。

この件につきましては、去る12月8日午前10時から議会運営委員会が開催され、協議されておりますので、今定例会の会期及び日程について、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員会委員長 三国幸次君。

〔議会運営委員会委員長 三国幸次君 登壇〕

○議会運営委員会委員長（三国幸次君）

それでは、皆さんおはようございます。

議長からの報告の求めがありましたので、去る12月8日午前10時から議会運営委員会を開き、平成27年第8回鋸南町議会定例会の会期及び日程等について、協議いたしましたので、御報告いたします。

今定例会の会期は、本日から18日までの4日間とし、日程はお手元に配付されております議事日程により行います。

今定例会には、町長提出議案10件が提出されております。

本日はこの後、町長から今定例会に提出された議案に対する提案理由の説明及び諸般の報告を求めた後、一般質問を行い本日は、散会したいと思います。

12月16日から17日は、議案調査のため休会とし、12月18日は午前10時から会議を開き、議案第1号から議案第10号まで、順次上程の上、質疑、討論の後、採決を願いたいと思います。

次に、一般質問であります。一般質問一覧表のとおり、今定例会には田久保浩通君、渡邊信廣君、青木悦子君、鈴木辰也君、と私、三国幸次の5名から通告がなされております。

一般質問の時間は、答弁時間を含め60分以内とし、1回目の質問時間は15分以内といたします。また、再質問は一問一答方式で、回数は定めないことといたします。

以上、簡単ではありますが、議会運営委員会での審査結果を御報告申し上げるとともに、議員各位の御賛同をお願いいたしまして、委員長としての報告を終わります。

○議長（伊藤茂明）

ただいま、議会運営委員長から報告のありましたとおり、今定例会の会期は、本日から18日までの4日間といたします。

次に一般質問であります。今定例会には名の諸君から通告がなされております。一般質問の時間は60分以内とし、1回目の質問時間は15分以内。再質問は一問一答方式で回数は定めないことといたします。

お諮りします。

ただいま申し上げましたとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日から 18 日までの 4 日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（伊藤茂明）

日程第 3 「諸般の報告」をいたします。

議長としての報告事項を申し上げます。

今定例会に説明要員として、出席を求めた者の職・氏名は別紙報告書により報告したとおりです。

今定例会に際し、町長から議案に対する提案理由の説明並びに諸般の報告について、発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和君 登壇〕

◎提案理由の説明並びに諸般の報告

○町長（白石治和君）

皆さんおはようございます。

本日、ここに平成 27 年第 8 回鋸南町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には、公私とも御多用のところ、御出席を賜り、厚く感謝を申し上げる次第でございます。

本定例会に、町長として、御提案申し上げます議案は条例の制定が 2 件、条例の一部改正が 4 件、人事案件が 1 件、一般会計、国保の会計、水道会計の各補正予算で 10 議案ではありますが、それぞれ概略を申し上げます。

議案第 1 号「鋸南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」でございますが、番号法第 9 条で定める利用範囲、及び第 19 条で定める特定個人情報の提供の範囲以外で、地方公共団体が条例で定めて行う事務と地方公共団体が他の機関に、その事務を処理するために、必要な特定個人情報を提供する場合について、条例の制定をするものでございます。

議案第 2 号「鋸南町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について」でございますが、農業委員会等に関する法律が改正され、平成 27 年 9 月 4 日に公布をされましたが、農業委員については、選挙による公選制から町長が任命する任命制への転換が図られました。

農業委員 10 名、農地利用最適化推進委員 8 名を条例で定めようとするものであります。なお、附則において、鋸南町農業委員会の選挙による委員定数条例を廃止いたします。

議案の第 3 号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、農地利用最適化推進委員の報酬年額を農業委員と同額の 20 万 7,100 円を新たに追加をお願いいたしたく、条例の一部を改正するものであります。

なお、この条例は、平成 28 年 5 月 14 日から施行するものであります。

議案第 4 号「鋸南町税条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、地方税法の改正に伴い、「鋸南町税条例」の一部改正を行うものです。

改正内容は、4 点でございます。1 点が、差し押さえ財産を金銭に代える換価の猶予制度が創設され、申請手続き等の規定を新規に追加。2 点目は、町税等の減免措置を受ける申請期限を納期限 7 日前から納期限前日に改める。3 点目が番号法施行により、各種申請書や申告書に「個人番号」、「法人番号」の記載を定める。4 点目が、紙タバコ、旧 3 級品の特例税率が平成 28 年 4 月 1 日に廃止、平成 31 年 4 月 1 日までに経過措置が取られますが、税率 1,000 本当たり 2,495 円が 5,262 円に改正となります。

議案第 5 号「鋸南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、番号法施行により、「徴収猶予」、「保険料の減免」、「特例対象被保険者等に係る届出」の申請書の記載事項に、「個人番号」を追加するものでございます。

議案の第 6 号「鋸南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、番号法の施行により保険料の徴収猶予に係る申請書と保険料の減免に係る申請書の記載事項として、個人番号を追加するものであります。

議案の第 7 号「人権擁護委員候補者の推薦について」でございますが、来年 3 月 31 日をもって、1 名の人権擁護委員さんが任期満了となります。

つきましては、人権擁護委員候補者として、法務大臣に推薦するにあたり、議会の意見を聞くため、推薦議案として提出するものであります。

議案の第 8 号「平成 27 年度鋸南町一般会計補正予算（第 5 号）について」でございますが、3,210 万 3,000 円を追加し、補正後の額を 41 億 9,822 万 6,000 円にしようとするものであります。

初めに、歳出の主なものを御説明申し上げます。

人件費では、当初予算後の職員採用・昇格や異動に伴う人件費を今回調整させていただきまして、全体で 601 万 7,000 円をお願いをいたしました。

総務管理費では、南房総広域水道企業団出資金 184 万 1,000 円、庁舎警備システム増

設及び2階小会議室修繕費で48万6,000円、道の駅保田小学校観光案内看板整備工事60万円をお願いいたしました。戸籍住民基本台帳費では、顔認証システム用機器53万9,000円。民生費では、学童保育指導員賃金507万2,000円、学童保育所地質調査委託9万8,000円を追加し、また、学童保育所改修工事設計委託93万6,000円の減額をお願いいたしました。

農林水産事業費では、飼料用米生産拡大推進事業費13万7,000円、鳥獣被害防止総合対策交付金145万8,000円、商工費では、街路灯修繕費25万円。消防費では、防災会議委員報酬8万6,000円、ハザードマップの印刷製本費60万円、教育費の社会教育費では、「鋸南町の歴史」の冊子を印刷48万6,000円、指定文化財案内看板整備工事26万円、町民体育施設費では、海洋センター外灯修繕が65万5,000円、給食センター費では、給食費口座振替委託費13万円をお願いしました。災害復旧費では、道路災害復旧工事280万円、河川災害復旧工事800万円、農業施設災害復旧工事160万円をお願いしました。

次に歳入であります。特定財源以外では、平成27年度普通交付税の額確定に伴いまして、留保分の1億5,655万2,000円を計上、これにより財政調整基金繰入金1億4,680万2,000円を減額。また、東日本大震災復興基金繰入金60万円、前年度繰越金は、422万円、県税取扱費交付金29万1,000円、市町村振興宝くじ交付金617万円をお願いしました。

議案第9号「平成27年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」であります。541万円を追加し、補正後の総額を14億6,968万円にしようとするものであります。

補正の主な内容は、入院等の高額な医療による、一般被保険者高額療養費506万9,000円と社会保険の資格喪失による遡及支給による一般被保険者療養費34万1,000円をお願いいたしました。財源は、前年度繰越金を充当いたします。

議案の第10号「平成27年度鋸南町水道事業会計補正予算（第2号）について」であります。収益的収入では、東京電力の原発事故損害賠償が確定したことによる賠償金12万9,000円を増額し、収益的支出では、路面復旧費232万4,000円、また、企業債の償還利率確定による支払利息の57万2,000円を減額しようとするものであります。

詳細については、担当課長から説明いたさせますので、よろしく、御審議賜りますようお願い申し上げます。

この際ですから、諸般の報告を申し上げます。

はじめに、都市交流施設道の駅保田小学校について、御報告を申し上げます。

去る、12月9日水曜日に、町内外から多くの関係者に御列席をいただき、竣工式典を挙行いたしました。

また、12月11日金曜日には、グランドオープンを迎え、市井原地区皆様の御協力によりまして獅子舞神楽舞や地元で捕獲されたイノシシ肉のボタン汁を振る舞うなど、オープニングイベントが開催されたところであります。

これもひとえに、町民の皆様をはじめ、関係する多くの方々が思いを込めて、携わっていただけたからこそ、道の駅保田小学校がオープンをすることができました。この場をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

今後道の駅では、12月19日土曜日に頼朝まつりを開催をされる予定でございます。これから地域の皆様、施設に携わる皆様と地域の活性化、地場産業の育成のため、より良い施設となるよう努力をまいります。

次に、町内一斉清掃について、御報告申し上げます。

去る、12月6日日曜日に行われました一斉清掃であります。可燃ゴミやビン・缶等を含めまして、約6.6トンのゴミが収集されました。御協力をいただきました関係者の方々、町民の皆様、大変御苦労様でございました。

今後も、この事業を通して、官民一体となつての環境美化に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

次に、年末から年始にかけての観光行事につきまして御案内申し上げます。

はじめに、鋸南町の花まつりではありますが、第一章の「水仙まつり」が12月19日から2月7日までの期間、第二章の「頼朝桜まつり」が2月20日から3月13日までの期間、最終章の「さくらまつり」は3月19日から4月10日までを期間として行われます。

各まつりの期間中にはJRによります「水仙」と「頼朝桜」の駅からハイキングも予定されております。

また、水仙まつりイベントは、1月10日に江月水仙広場にて、1月17日は佐久間ダム公園にて行われる予定でございます。

竹灯籠まつりは3月5日に保田川権現橋周辺で行われる予定です。

「道の駅 保田小学校」オープンによる相乗効果により、多くの観光客が当町を訪れることを期待しております。

次に、消防団出初式について、申し上げます。

1月9日土曜日午前10時から、岩井袋町民運動場を会場に行います。新年における消防団の晴れ姿をぜひ、御覧いただきたいと思ひます。

次に、第36回鋸南町農業祭について申し上げます。

1月16日土曜日と17日日曜日の2日間、農産物の栽培技術や品質の向上、農業の近代化と地域農業の発展を目的に中央公民館で開催されます。

併せて、友好都市辰野町の「ほたるの里 特産品フェア」も開催されますので、多数の御来場をお待ち申し上げます。

次に、健康・福祉まつりについて、申し上げます。

「健康まつり」と「社会福祉大会」の合同開催として、今年で8回目となります「鋸南町健康・福祉まつり」を、1月23日土曜日中央公民館で開催いたします。

多彩な催しを通じて、町民の皆様には健康と地域福祉への関心を高めていただきたいと思います。

次に、教育委員会関係について、申し上げます。

はじめに、新春マラソン記録会についてであります。正月恒例の新春マラソン記録会は、1月10日日曜日午前10時から鋸南中学校を会場に行います。

1キロ・2キロ・3キロ・4キロの各コースを設定しておりますので、個々の体力に応じて参加できます。今回も大勢の参加を期待しております。

次に、成人式について、申し上げます。

1月10日日曜日、午後2時から中央公民館を会場に行います。

今回、104名の方々が成人の仲間入りとなります。

成人式では書道家の幕田魅心氏によります、記念講演と書道パフォーマンスで、新成人の門出をお祝いいたします。

次に、第55回鋸南町青少年健全育成柔剣道大会が、1月の24日日曜日、鋸南中学校を会場に開催され、町内外から大勢の小・中学生が参加をいたします。

鋸南町の児童・生徒の活躍を期待しております。

最後に、菱川師宣記念館30周年記念特別展について、申し上げます。

1月9日土曜日から2月7日日曜日まで、特別展「浮世絵ジャポニズム展」を開催いたします。

日本の浮世絵が海外に影響を与え、西洋画の印象派を誕生させました。このたび東京富士美術館の特別協力により、マネ・モネ・ルノワール・ゴッコンなど印象派と葛飾北斎・歌川広重・他の名品を紹介します。

海外と日本のすばらしい芸術を見る絶好の機会でありますので、町民の皆様をはじめ、多くの方々にぜひ、御覧いただきたいと思っております。

以上で、諸般の報告を終了します。

よろしく、お願いいたします。

○議長（伊藤茂明）

町長から、提案理由の説明、並びに諸般の報告がありました。

報告事項で確認したいことがございましたらお願いいたします。

○議長（伊藤茂明）

特にないようですので、以上で諸般の報告を終了いたします。

◎一般質問

◎1番 田久保浩通君

○議長（伊藤茂明）

日程第4 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、一般質問一覧表のとおり5名の諸君から通告がなされており

ますのでこれより質問を許します。

初めに田久保浩通君の質問を許します。

質問席へ移動してください。

〔1番 田久保浩通君 質問席に着席〕

○議長（伊藤茂明）

1番 田久保浩通君。

【ベルが鳴る】

○1番（田久保浩通君）

「残土条例改正、これで環境が守れるのか」について町長に質問いたします。

千葉県は、全国に先駆けて平成10年1月1日、県残土条例を施行しました。

その背景には、平成7年から8年にかけて、建設残土等による埋立てが無秩序に行われ、埋立てによる土壌汚染、土砂等の崩落の問題がありました。このため、県民生活の安全確保、生活環境の保全を図るための防止策が求められ、また、対応できる法令がなかったことから、条例がつけられたものです。

町は残土条例を改正し、県残土条例の適用除外規定を受け、平成27年10月1日から施行しました。

そこで、改正された残土条例について質問いたします。

1点目、環境美化宣言の町鋸南、この条例によって町民の生活環境が守られるのか。

2点目、現在、汚染土壌埋立処理施設の事業に対して多くの住民が反対の声を挙げています。この条例が施行されたことにより、汚染土受け入れを規制することができますか。

3点目、町には残土問題をはじめ、過去において残土に、残土は搬入されていない。しかし、千葉県に目を向けると、かなりの量が持ち込まれているが、年間どの程度の残土が搬入されているのか。また、近隣都県からの搬入が多いと聞いているが、実際はどのようなのか。

以上3点、町長の答弁を求めます。

○議長（伊藤茂明）

田久保浩通君の質問について、町長から答弁を願います。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和君 登壇〕

○町長（白石治和君）

田久保浩通議員の一般質問に答弁をいたします。

「残土条例改正、これで環境が守れるか」についてお答えをいたします。

御質問の1点目の「環境美化宣言の町鋸南、この条例によって町民の生活環境が守られるのか」についてであります。近年、県内では、残土の埋立てで、事業に。残土の埋立て事業に起因をした災害や、残土への産業廃棄物の混入事案等、混入等の件が問題

視をされております。大規模な埋立て事業による災害や環境の汚染が発生をした場合には、町民の皆様の健康や財産、生活環境等に重大な被害を及ぼすことが危惧をされております。

また、本町では、広大な面積の岩石採取場が点在をしており、跡地の森林再生や景観整備などが今後の大きな課題となっております。

このようなことから、土砂等の埋立て等による土壌の汚染や災害発生を未然に防止するために、使用される土砂等の排出、運搬、埋立て等に対して監視及び規制をする為、町残土条例を改正し、埋立て等の規制を強化することで、町民の生活の安全確保と生活環境の保全に努めてまいります。

まちづくりの基本理念の一つであります、皆でつくる三ツ星のふるさと、鋸南の里山・里海を守っていききたいと考えております。

御質問の2点目、「現在、汚染土壌埋立処理施設の事業に対して多くの住民が反対の声を挙げています。この条例が施行されたことにより、汚染土受入れを規制をすることができますか」についてであります。今回改正をした通称残土条例は、千葉県から適用除外を受け、規制をする面積の上限を撤廃をして、500平方メートル以上の埋立盛土事業に対しても、町の許可を必要としたものであります。

従前の町残土条例、そして千葉県の残土条例も、規制の対象となる土砂は、埋立てを行う前に検査を実施をし、土壌環境基準をクリアした土砂となります。

一方、この度の汚染土壌埋立処理施設の事業については、土壌汚染対策法に基づき、土壌の調査が行われ、土壌環境基準を超過した土壌について埋立て処理をするもので、千葉県が業の申請について、許可・不許可等の審査を行うものです。

このように、残土と汚染土壌については、規制をする法律や条例が異なるため、改正した残土条例によって汚染土壌の受け入れを規制することはなかなか難しいと思います。

しかしながら、現在町内に岩石採取認可の期限切れにより、休止中の採石場が複数あり、今後、産業廃棄物処理施設や汚染土壌施設に転換することが懸念されるため、千葉県や関係機関に対し、指導要綱などの法整備に関し、強く働きかけているところであります。

また、休止中の採石場の不法投棄等の保安対策として、本年度には休止採石場周辺に監視カメラの設置を行い、併せて環境監視員による巡回監視、さらには、従前からの不法投棄監視員の巡回業務など、町独自の対策を積極的に講じ、監視体制の強化に努めてまいります。

御質問の3点目、「町には残土問題をはじめ、過去において残土は搬入されていない。しかし、千葉県に目を向けると、かなりの量が持ち込まれている。年間どの程度の残土が搬入をされているのか。また、近隣都県からの搬入が多いと聞いているが、実際はどのようなのか」についてであります。千葉県では、平成7年から8年にかけて、建設残土等による埋立てが無秩序に行われ、埋立てによる土壌汚染、土砂等の崩落の問題が発生

し、県民生活の安全確保や生活環境の保全を図るための防止策が求められました。当時、これらの問題に対処する法令が制定をされていなかった千葉県では、「千葉県土砂等の埋立て等による土壌汚染及び災害の発生の防止に関する条例」を制定をし、平成 10 年 1 月に施行されました。

県内への土砂の搬入状況であります。千葉県廃棄物指導課残土条例、残土対策室に確認をしましたところ、千葉県の許可を得て搬入している土砂等は、平成 24 年から 26 年度までの 3 年間の合計は約 1,226 万 4,000 立方メートルであり、年平均は約 408 万 8,000 立方メートルであります。

この量は、10 トンの大型ダンプカーに換算をいたしますと、約 68 万 1,300 台となります。

これらの搬入土砂等の持ち込み先で分類いたしますと、3 カ年平均では、約 74% が県外から持ち込まれている状況でございます。

いずれにいたしましても、残土の搬入または、新たな開発計画等につきましては、適正な事業が実施されるよう、県及び近隣各市町との広域的な連携と対応、関係機関との相互協力により、十分な監視体制を図っていきたくと思っております。

以上で、田久保浩通議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（伊藤茂明）

田久保浩通君、再質問はありますか。

はい、田久保浩通君。

○1 番（田久保浩通君）

残土条例改正にあたり、特に注目すべき点は 3 点あります。

一つ目は 3,000 平方メートル未満は市町村条例により対応が可能だったが、これらは、これからは、埋め立て面積が 500 平方メートル以上の事業については全て町残土条例の許可対象になるということ。

二つ目は、土砂等の発生元を県内に限定したこと。

三つ目は、改良土の埋立てを認めないこと。

この 3 点です。

三つ目の改良土は、残土条例で言う土砂等にあたらないことから、産廃や残土のような事前に申請の必要がありません。そのため、千葉県内では改良土による埋め立て問題が起きています。

そこで質問します。

改良土、聞きなれない言葉ですがどのようなものですか。分かりやすく説明してください。

○議長（伊藤茂明）

はい、地域振興課長 飯田浩君。

○地域振興課長（飯田浩君）

改良土ということで、どんなものかという御質問でございますが、改良土につきましては国土交通省令で規定をされております土質区分基準、これでは土、これは泥土、いわゆる泥も含まれますが、これらにセメントや石灰などと言った固化物ですね、固めるものを混合し、科学的な安定処理をしたものを改良土と規定をしております。

近年、本来産業廃棄物として取り扱わなければならない建設汚泥、泥などを科学的安定処理をして凝集、集めてですね、固化、固めたものを改良土と称して埋立て等に使用し、そのものがですね、時間の経過とともに流出・飛散、また固化剤の影響で高いアルカリ性となって草木もまったく生えない、そういった事案が県内でも発生していることから、今回の町の残土条例では改良土は認めないということとしております。

以上です。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、田久保浩通君。

○1番（田久保浩通君）

町では改良土という呼び方をしておりますが、再生土という言葉もよく聞きます。この改良土と再生土というのは中身は一緒でしょうか。

○議長（伊藤茂明）

はい、地域振興課長 飯田浩君。

○地域振興課長（飯田浩君）

一緒というふうに認識をしております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、田久保浩通君。

○1番（田久保浩通君）

残土条例が施行されたことによって、汚染土受け入れを規制することができるか、の質問に対して、「残土と汚染土とは、規制する法律が違うため改正された残土条例では規制できない」との答弁でした。

そもそも残土と汚染土とはどのように区別され、どう違うのか、これも分かりやすく説明していただきたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、地域振興課長 飯田浩君。

○地域振興課長（飯田浩君）

残土と汚染土、どのように区別されているのかという御質問でございますが、まずあの汚染土ですが、こちらにつきましては土壤汚染対策法に基づき土壤の調査が行われ、土壤環境基準を超過したものが汚染土となります。

対象となります特定有害物質は土壤に含まれることに起因をして人の健康にかかる被害を生ずるおそれがあるものとして、鉛やヒ素、トリクロロエチレン等の 25 の物質が規定をされております。

これは土壤に含まれる特定有害物質が人に摂取される経路といたしまして、一つには、特定有害物質を含む土壤を直接摂取すること。二つには土壤中の特定有害物質が地下水に溶出、流れ出して、当該地下水を摂取したことによって被害を受けるということが考えられるため、この二つの経路に着目をして特定有害物質を定めているものでございます。

一方残土とは、先ほど説明いたしました国土交通省令で規定をされております建設発生土が該当しておりまして、その定義は建設工事から発生する土砂のうち、工事現場の外に搬出をされるもので、宅地造成や道路の盛土材、あるいは河川の築堤材などの材料として、そのままの状態を利用できる土砂のことを言うとしてされております。そして且つ、土壤環境基準をクリアした土砂、こちらが残土と言うふうになっております。

以上です。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、田久保浩通君。

○1 番（田久保浩通君）

はい、ありがとうございました。

基本的には、環境基準を大きく超えたものが汚染土であり、環境基準を超えない一般的には、建設残土、これが一般的に残土と呼ぶということでしょうか。

はい。

それでは、次の質問に入ります。

鋸南町には、採石場が 7 カ所あります。そのうちの一つ、鋸南開発株式会社は、汚染土壌処理施設をつくり、県に業の申請を、許可申請をしています。

県から業の許可が下りれば、汚染土を持ってきて埋め立てることが可能になります。

町長は先ほど答弁の中で、町内は広大な面積の岩石採取場が点在しており、今後産業廃棄物処理施設や汚染土埋立処理施設に転換されることを懸念していると述べていました。

改正された残土条例で汚染土壌受け入れを規制できないとすると、歯止めをかけるにはどうすればいいとお考えですか。御意見をお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、地域振興課長 飯田浩君。

○地域振興課長（飯田浩君）

先ほどの町長の答弁と重複をいたしますが、残土と汚染土は規制をする法律、あるいは条例が違うため、今回の条例では規制はできません。そのため、県の指導要綱を始め

とする法整備の制定について、あらゆる方面に強く要望をしていきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、田久保浩通君。

○1番（田久保浩通君）

ありがとうございました。

法律が違うということでなかなか難しいと思えますけれども、町民の安全ということは今後考えていかなければいけないうえで、いろいろ皆さんの知恵をお借りしたいと思えます。

次の質問に入ります。

保田地区には採石場の下に浄水場があります。飲料水として利用されています。その採石場に産業廃棄物や汚染土壌が持ち込まれたらどうなるのでしょうか。

今各地で水道にかかる、水源の汚濁を防止し、水環境の保全を図り、町民や市民の生命及び健康を守ることを目的に、水道水源保護条例がつくられています。

町長は町において対策のできることは積極的に取り組んでいきたいと述べていました。その対策の一つとして水道水源保護条例をつくることはできませんか。ぜひ検討していただきたいと思うのですがどうでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

はい、地域振興課長 飯田浩君。

○地域振興課長（飯田浩君）

議員御指摘のとおり、町ではまあ、水道の水源といたしまして鋸山ダムと元名ダムを有しております。

また、鋸山ダムの上流にはですね、現在休止状態ということになっておりますが、採石場がございます。今後この採石場が再開をするかどうか、それについては現在のところ分かりませんが、過去に採石場として稼働していた所、それを含めてですね、後からこういう水道水源保護条例を制定して、そういう規制することが可能かどうか、それらも含めまして、今後関係機関とも協議の方をして検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、田久保浩通君。

○1番（田久保浩通君）

ぜひ検討していただきたいと思えます。

最後に、千葉県は汚染土処理業に関する指導要綱を 2013 年 2 月に起案し、意見募集、パブリックコメントまで実施しています。

しかし、すでに 2 年 10 カ月経過していますが未だ仕上がっていません。汚染土壌処理業に関する指導要綱を一刻も早く作成できるように、千葉県をはじめとする関係機関に強く働き掛けていただきたいと思います。

町長は答弁の中で述べていましたが、残土に関しては残土搬入のピークを過ぎた今でも年平均 408 万 8,000 立方メートルもの残土が千葉県に持ち込まれているとのことです。大型ダンプカー、10 トン車に換算すると約 68 万 1,300 台に相当する残土が処理されているということですが、ちょっと想像が付きません。

また、県外からの持ち込みが 7 割強と聞いて驚きを隠せません。残土条例改正により、鋸南町では一定の抑止力になると考えられますが、一方、これからは鋸山以南が狙われているという話をよく聞きます。

また、残土に限らず今話題に挙がっている指定廃棄物の処分場建設の候補地の問題、大変これも心配されます。千葉県はすでに 4 カ所搬入されているとのことです。1 キログラム当たり 8,000 ベクレル以下の放射性廃棄物が近いところでは富津の処分場に 13 万トン、君津の処分場には 12 万 4,000 トンがすでに搬入されています。

指定廃棄物はこれからどこの処分場に持ち込まれてもおかしくありません。

いずれにしましても南房総市・館山市・鴨川市との連携を図り、広域で対処していかなければいけない問題だと考えます。

ぜひ、町長のリーダーシップを発揮していただき、ことにあたっていただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わりにします。

○議長（伊藤茂明）

はい、町長 白石治和君。

○町長（白石治和君）

正にですね、田久保議員おっしゃる通りでありまして、今回の我々の町の汚染土の問題はですね、県が何年か前からですね、パブリックコメントを取っておきながら指導要綱もなにもつukらない、そういうところに問題があると私は思っております。

当然今町としてですね、県の方に指導要綱をつくってほしいと、そしてある程度そういうものは規制をしてほしいと、さらにはですね、国に対してですね、採石場の跡地であるものをですね、法律を二つにまたがってかけるなんていうのはとんでもないという話をさせていただいておりますので、これからもですね、町民の方々が 8 割方が反対であるこの問題について、全力を挙げてですね、対応をしてまいりたいとそう思いますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

以上で、田久保浩通君の質問を終了します。

ここで暫時休憩をし、午前 11 時 5 分から会議を再開いたします。

………… 休憩・午前 10 時 53 分 …………
………… 再開・午前 11 時 05 分 …………

◎一般質問

◎ 12 番 三国幸次君

○議長（伊藤茂明）

休憩前に引き続き会議を再開します。

次に三国幸次君の質問を許します。

12 番 三国幸次君。

【ベルが鳴る】

○ 12 番（三国幸次君）

私は、4 月からの介護報酬引き下げの影響について質問します。

平成 27 年 4 月に、介護報酬改定で基本報酬を平均 4.48%も引き下げました。職員体制に応じた加算などを上乗せできたとしても、引き下げ幅は 2.27%と過去最大規模です。

国は高齢者ができる限り住み慣れた地域で尊厳を持って自分らしい生活を送ることができるよう、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みを進める。として、中重度の要介護者や認知症高齢者への対応を施設から居宅へと移すための様々な加算などをしています。

社会保障推進千葉県協議会が千葉県内の介護事業者に行ったアンケートによると、介護報酬引き下げと加算などの、経営への影響としては、「増収」と回答しているのは約 7%にすぎません。一方、「減収」と回答しているのは約 63%になります。

報酬改定の影響で多くの事業所が減収になり、人員配置や賃金・労働条件の見直しや経営者自らの給与を大幅に削り、経費も削減してなんとか運営を維持しようとする実態が浮き彫りになっています。身を削っての経営努力も限界になっています。

また、人材不足、確保困難な状況も看過できません。政府・厚労省は今回の改定は利用者には費用負担削減のメリットがあり、事業所には質を高めるチャンス、加算を生かすようにというメリット論を打ち出しておりましたが、これでは質の担保すらかなわない事業所が多いのではないのでしょうか。

ひいては利用者に影響することです。利用者にとっては、さらに 8 月から 2 割負担導入や補足給付の要件変更に伴う影響も出ています。

介護事業所の倒産は、民間信用調査会社によると 9 月までに 57 件で、平成 12 年の介護保険制度実施以来、過去最高を記録しています。

そして、介護を必要としている人が介護を受けられないという深刻な状況が進み、その受け皿として、無届けの介護施設が急速に増えており、マスコミでも取り上げられて

います。

そこで、3点質問します。

1点目、鋸南町及び安房地域で介護事業者にどのような影響が出ているか。

2点目、介護サービス利用者にはどのような影響が出ているか。

3点目、町の介護政策の充実に向けて検討・対応を。

以上で一回目の質問を終わり、答弁を求めます。

○議長（伊藤茂明）

三国幸次君の質問について、町長から答弁を願います。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和君 登壇〕

○町長（白石治和君）

三国幸次議員の一般質問に答弁をいたします。

1件目の「4月からの介護報酬の引き下げの影響について」お答えをさせていただきます。

介護報酬は、介護保険が適用される介護サービスを提供した事業所や施設に、サービスの対価として介護保険から支払われるサービス費用で、介護を必要とする高齢者の方々が限られた介護保険の財源の中で適切な介護を受けられるように、平成12年の介護保険制度開始以降3年に一度、改定が行われてきました。

平成27年度は3年に一度の介護報酬改定の実施年度にあたります。今回の改定では、「中重度の要介護者や認知症高齢者への対応の更なる強化」、「介護人材確保対策の推進」、「サービス評価の適正化と効率的なサービス提供体制の構築」と、大きく三つの視点から報酬や基準の見直しが行われました。

具体的な改定内容は、介護職員処遇改善加算の充実として1.65%が加算をされ、介護職員の賃金は、月額平均で1万2,000円上がります。

さらに、介護の必要度が高い人や認知症の人への手厚いケアを行う施設に、それを対象にして、介護報酬0.56%分が加算をされました。

一方でサービス別に設定された特別養護老人ホームなどの基本報酬が、平均で4.48%引き下げられ、今回の報酬改定率は、マイナスで2.27%となりました。

御質問の1点目の「鋸南町及び安房地域で介護事業者にどのような影響が出ているか」についてでございますが、平成27年4月の介護報酬改定につきましては、先ほど申し上げましたとおり、介護職員の処遇改善、物価の動向、介護事業者の経営状況、地域包括ケアの推進等を踏まえて、マイナスの2.27%の改定率となりましたが、うち在宅サービスについては、マイナス1.42%となっております。

町内の主なサービスであります訪問介護につきましては、介護報酬は減額となりますが、介護職員の処遇改善のための事業所への報酬などが手厚くなるほか、より高いスキルを持つ職員の配置や人員体制の強化など、サービス充実へ向けて取り組む事業者には、

事業所には加算が行われ、増額となります。

また、通所介護、デイサービスについても同様に、介護報酬は減額となりますが、認知症対策の強化で、認知症の研修を受けた職員を雇用をし、一定以上の認知症高齢者を受け入れる認知症加算や要介護3以上の利用者が一定以上いる中重度者ケア体制加算、介護職員処遇改善加算が行われることから、通常に通所介護については、増額となります。

また一方、特別養護老人ホームでは、サービス評価の適正化とサービス提供効率化の観点から基本報酬は減額となり、夜間の職員を拡充した「夜間配置」や「介護職員の処遇の改善」など6項目の加算を上乗せしても減額となります。

介護報酬引き下げによる安房地域での介護事業所の現状ではありますが、サービス提供の維持が困難又は休止といったことは聞いておりませんが、鋸南町と同様の影響があるものと思われます。

御質問の2点目の「介護サービス利用者にはどのような影響がでているか」についてでございますが、高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるように、介護・医療・生活支援・介護予防の充実を図るため、特に、在宅生活を支援していく上で、大きなポイントとなるのが、認知症対策であります。

今回の報酬改定では、認知症高齢者や中重度の要介護者への対応サービスの充実を評価する方針が示されています。

これまで以上に施設介護から居宅介護へ重点が移行し、それぞれ利用するサービスの内容によって異なりますが、訪問介護や通所介護などのサービスが、介護職員の処遇改善のための事業所への報酬などが手厚くなるほか、より高いスキルをもつ職員の配置や人員体制の強化など、サービス充実へ向けて取り組む事業所には加算されるため、利用者の自己負担額は、やや増加し、特別養護老人ホームなどは、サービスの評価の適正化とサービス提供効率化の観点から減額になったため、利用者の負担は軽減されております。

国の試算では、要介護3の方が、通所介護を10日利用した場合の自己負担額は、1万170円から1万1,097円へと927円増となります。

要介護2の方が、訪問介護を15回利用した場合の自己負担額は、3,820円から4,004円と184円の増額となります。

一方、特別養護老人ホームに要介護5の方が個室へ入居した場合の自己負担額は、3万1,530円から3万720円と810円減額となります。

御質問の3点目、「町の介護政策の充実に向けて検討・対応を」についてでございますが、平成18年度に、国の高齢者施策は、予防重視型システムに転換したことから、町においても、地域包括支援センターを設置をして、介護予防の強化に努めてまいりました。

平成26年6月、医療介護総合確保法が施行され、地域包括ケアのさらなる推進と費用負担の公平化を目指した取り組みを進めていく必要が生じました。

町では、国の制度見直しに伴う課題・問題点を把握したうえで、地域の実情に応じた円滑な制度変更対応とサービス水準の維持・向上を目指し、町民のニーズ等を踏まえ、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生きがいをもって、いきいきと安心して生活ができるよう、介護や介護予防、生活支援などの各種施策の内容と、サービスの提供量、提供の体制、そして介護保険財政の安定化を図ってまいりたいと考えております。

具体的には、国の制度改正に沿って、在宅医療・介護連携推進事業の展開、認知症初期集中支援チームによる支援など、町の介護保険地域支援事業を再編・強化をし、介護予防・日常生活支援総合事業を円滑に導入し、「笑って、楽しく、頭と身体を動かす介護予防」の一層の推進を図るとともに、健康増進事業等の推進により、高齢者が多様な場に社会参加し、いきいきと活動するまちづくりを進めてまいります。

今後、それぞれの事業を実施していく上でも、国・県等の情報、動向を注視をし、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生きがいをもって、いきいきと安心して生活ができるよう、介護や介護予防、生活支援などの介護施策を充実推進をしてまいりたいと考えております。

以上で、三国幸次議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（伊藤茂明）

三国幸次君、再質問はありますか。

はい、三国幸次君。

○12番（三国幸次君）

それでは1点目の事業者への影響について再質問します。

答弁では、安房地域では、それほど大きな影響は出ていないとの認識が述べられました。私はテレビなどで見ますと全国的には相当ひどい状況が発生していると、これはこの2、3週間の間でNHKが3回くらい介護施設の問題、それから認知症の高齢者の問題、それから無届施設の問題、連続してNHKが取り上げました。この中身を見ますと、やはり4月からの介護報酬引き下げの影響が本当に事業者にも、それから施設利用者、介護を受けようとしている人たちに大きな影響を与えているなというなど実感いたしました。

今後団塊の世代がどんどん後期高齢者の方に入ってきて、介護のニーズがどんどん増えていくという状況の中で国の政策として、施設から居宅へという方向を打ち出していますけれども、この施設に与える影響が居宅の受け入れ態勢をつくるより先に出てきて、介護難民と言われる状況が深刻になっているんですね。

幸いに安房地域ではそれほど大きく影響は出ていないと思いますけれども、事業所の中身を見れば、これ、経営者が自らの給料を減らしたり、それから長時間労働をやったりとか、相当大変な思いをして運営を維持していると思います。

これはね、上乘せの分を加算した、全部受けたとしてもマイナスになるわけですから、そういう中で国は介護職の人たちに報酬をアップしろということを打ち出しているわけ

ですね。だからこれはもう事業者泣かせの改定だったというのがもう、間違いないわけ
です。

そして、その次に各自治体、あるいは地域で国の言うように中重度の方の受け入れ態
勢があるかと言えば、ほとんどできていないというのが実態なんですね。そして、テレ
ビ見てやっぱり感じたのはね、とにかくここしか受け入れてくれるところがなかったと
言って、無届の所に入っている実態が報道されました。要するに家族もいない、親戚も
いないという人にとってみれば、どこかに世話にならなければ生きていけないわけ
ですから、探すわけですね。だからどんな所であれ、受け入れてくれるところがあれば、
とにかくそこに行くしかない。こういう状況なんです。

そして、私が確認したいのはですね、マスコミの報道、NHKで報道されましたけれ
ども、町としてそれらの報道を見てどのような感想をもっているのか、その辺お答え願
えますか。

○議長（伊藤茂明）

はい、保健福祉課長 渡邊昌廣君。

○保健福祉課長（渡邊昌廣君）

私もですね、今あの議員さんおっしゃるように、NHKの報道等で無届、介護ハウス
が紹介されたことにつきましては見て把握をしております。

本来介護保険法に基づく老人保健施設等を開設しようとする場合には、都道府県知事
の許可を得なければなりません。また、老人福祉法に基づく有料老人ホーム等を設置す
る場合には、都道府県知事に届け出なければならないことになっております。

マスコミ報道では、無届の施設が増え、そのような無届介護ハウスに入居している方
が増えているということでございました。鋸南町におきましては、そのような無届な施
設等につきましては、私はないと認識をしております。

また、安房地域におきましても、無届施設についての情報は現在ございません。

また、そのような施設を利用するにあたって、一番大変なことはですね、簡易ベッド
に、一つの小さな部屋に何人も押し込まれて、そこでまあ介護を受けているような状況
をテレビでやっておりました。

幸いなことに、鋸南町にはそういったことはございませんが、今後も近隣の各市と情
報を取りながらそのような情報にも努めていきたいと考えております。

○議長（伊藤茂明）

三国幸次君、再質問はありますか。

はい、三国幸次君。

○12番（三国幸次君）

今ニュースを見て実態は把握していると、これ都市部とか人口の多いところではやは
り、その分だけそういう人たちの数も多いということでやっぱり深刻だと思っ
ますね。鋸南町の程度の、小さな自治体だと町民の状態を掌にのつけたように掴めるわけですか

ら、そういう意味では個々の対応もとれるという点で、大きな違いがあると思います。

しかし、全国的に起きていること、介護の問題、いずれやっぱりこちらの方にも影響すると思いますのでね、やっぱり早めに対策を検討してほしい、これ要望して2点目の質問に移ります。

利用者への報酬、介護報酬削減の影響がどう出ているかという点でいきますとやはり事業者と関連したようにですね、安房地域という意味ではなく、マスコミなどを通じて得られた全国的な状況という点からいきますと、安倍首相は介護離職ゼロを目指すとかって謳い上げています。しかし実態は施設に入れない人たちが増えて逆に、もし家族がいれば、家族の負担が増える方向ってというのが、実際には強まっている。それを補う自治体の体制ができていないから余計に家族が苦しむ。中重度と言えば要介護3までなんですよね。4・5以外は全て地域の方で面倒見ると、これが政府の政策なんです。だからそういう人たちが施設に申し込んでも絶対に入ることはできません。そして、特養の増設も安倍首相は述べております。しかし、今の特養、それから介護施設見ますと、受け入れたくても人材不足のために空き部屋や空き施設が多いと、これもNHKで言うておりました。

鋸南町でもやはりそういう人員確保できないために空きをもっている施設があると思います。鋸南病院でもそうです。せっかく介護のために改築をして受け入れようとしたけれども、やっぱり看護師不足で、やっぱり部屋を空けておくしかない、これが実態なんですね。

国の言うように、人材が確保できて手厚い体制が取れば加算が受けられます。しかし、そうしようとしても人材がないというのが実態なんですね。だから介護報酬の削減だけがどんどん影響が大きく出てきちゃうと、これは明らかなんです。

2点目の質問としては、鋸南町でもとにかく実際に困った介護の必要としている人って、大きなことはありませんけれども、やはり人材不足でという点では介護の職員も、それから病院の関係もあると思います。その辺で考えがあればお答え願えますか。

○議長（伊藤茂明）

はい、保健福祉課長 渡邊昌廣君。

○保健福祉課長（渡邊昌廣君）

町内にはですね、二つの入所型の介護施設と五つの通所・訪問介護施設がございます。全国各地同様、慢性的な人材不足のため、施設の稼働率を上げることができない状況であると私は認識をしております。

例えば特別養護老人ホームでは介護職員不足で2割程度が空きベッドとなっていると伺っております。また、鋸南病院でも看護師不足のため66床中9床を現在休床しております、57床での稼働となっております。

町では、そういう介護職をなんとか確保するため、実践型地域雇用創造事業の中で、ニーズの高い介護系人材を育成、資格取得を支援するために介護職員初任者研修をこの

11月から来年の2月まで実施をいたしまして、10名を現在育成しているところでございます。また、医師や看護師等の県への要望等をお願いしているところでもございます。さらに事業主と求職者をマッチングする就職面接会の開催等も予定されております。

今後も雇用機会の拡大に取り組み、少しでも介護人材不足の解消につながるよう努めていきたいと考えております。

鋸南町としては、先ほども町長の答弁にありましたけれども、健康寿命を少しでも伸ばすことによりまして、医療・介護費用の削減と家族・本人の負担を減らしまして、高齢者になっても、いきいきと生活できることを目標として介護予防に力を入れていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤茂明）

三国幸次君、再質問は。

はい、三国幸次君。

○12番（三国幸次君）

前向きな答弁がございました。引き続き力を入れていってほしいと思います。

続いて3点目のことになります。

3点目でも町としてでは答弁にありましたように、介護予防に力を入れているという答弁がありました。

私、3点目は要望として終わりたいと思いますけれども、とにかく国の方は介護度3以下の人は全て地域で面倒を見ると、自治体に丸投げの方針なんですね。これを自治体が受けられるかということ、とても無理だというふうに回答している自治体が圧倒的に多いんです。

2年位前ですか、要支援者は介護保険から外しましたよね。それも自治体で、鋸南町ではね、前からかなり力を入れていますから、その辺で困ったという事態は起きておりませんが全国的にはその、2年前に、軽度の人介護保険からの除外がやっぱり大きく影響が出ています。

これからは3までの人たちが新たに施設に入ろうとしても施設に入れないということ、それから認知症の人への対応まで自治体で対策を練ってやっていかなければいけないと、こうなりますので、ぜひとも今の取り組みで満足するのではなく、さらに先を見越して中重度の方が鋸南町で出た場合にどうするか、やっぱり対策を練ってもらう。

それから認知症の方に対してどう対応していくか。これやっぱり自治体として、これはもう自治体が全部やるのではなくて、医師や事業所や、住民ともね力を合わせた形で対策づくりをしていかないと、これ対応できないと思いますのでね、ぜひ今後も力を入れて取り組んでほしい、その点で答えがあれば答えを聞いて終わります。

○議長（伊藤茂明）

はい、保健福祉課長 渡邊昌廣君。

○保健福祉課長（渡邊昌廣君）

議員さんおっしゃる通りだと思います。

私たちが国・県との情報、また、動向を注意しながらですね、事業の一層の充実を図っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤茂明）

以上で、三国幸次君の質問を終了します。

ここで暫時休憩をし、午後 1 時 30 分から会議を再開します。

…………… 休憩・午前 1 時 33 分 ……………

…………… 再開・午後 1 時 30 分 ……………

◎一般質問

◎ 4 番 渡邊信廣君

○議長（伊藤茂明）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

なお、開会時に申しあげました議会のインターネット中継につきましては行政ネットワークサーバのシステム障害が復旧されましたので議会インターネット中継を現在行っておりますので御報告を申し上げます。

次に、渡邊信廣君の一般質問を許します。

1 番 渡邊信廣君。

[ベルが鳴る]

○ 4 番（渡邊信廣君）

それでは、私からは 1 件ですね、「行財政改革に伴う組織の見直しについて」質問をさせていただきます。

当町は、自立を選択しさらに財政難に対応すべく行財政改革の一貫として、平成 17 年 10 月、課の統廃合による 1 課 2 室体制をとり、事務の効率化等一定の成果を挙げたというふうに思っております。

しかしながら、10 年を過ぎ、1 回の見直しもなく現在に至っておるようでございますけれども、この 10 年の間には、人口減少・少子高齢化・過疎化による空き家の増加や有害獣による耕作放棄地など行政の抱える課題は山積していると思っております。加えて各課における所掌範囲や事務分担の不均衡・職員の事務事業に対する競争心や事務の停滞も私は気になっております。

他市に負けないためにも、また、職員の意欲を図る上でも実情に即した組織の見直し

はぜひ必要であるというふうに思っているところであります。

そこで5点の質問をさせていただきたいと思います。

1点目は、1課2室体制による成果の程はいかがか。

2点目、実情に即した組織の見直しの考えはいかがか。

3点目、組織の競争心や管理能力を養うため、一般職にリーダー的役職を配置する考えはいかがか。

4点目、職員の意欲や視野を広げるために、定期的な異動を実施すべきと思うがいかがか。

最後ですね、5点目、職員の削減や事務の多様化に伴い、道の駅保田小学校同様公共施設、これはB&Gだったり、資料館だったり、あるいは老人センターだったり、そういう施設もあるわけですけれども、そういう施設の指定管理者への導入についての取り組みはいかがか。

以上5点の質問に対して答弁をお願いしたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

渡邊信廣君の質問について、町長から答弁を願います。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和君 登壇〕

○町長（白石治和君）

渡邊信廣議員の一般質問に答弁いたします。

「行財政改革に伴う組織の見直しについて」お答えをいたします。

御質問の1点目の「1課2室体制による成果の程はいかがか」であります。職員の意識改革と、事務処理・意思決定の迅速化、組織の簡素化を図るために、平成17年10月に役場の機構改革を行い、現行の組織編成といたしました。

組織全体では、従来の縦割り行政による住民サービスの低下や、役職が多い故の意思決定の遅延などを是正することが目的で、個々の職員にあっては、相当不在により、担当不在により対応ができないという意識を改善することが目的でありました。

組織を見直したことにより、課長、室長を中心として、事務処理や意思決定をより迅速に行うことの意識は醸成をされたものと思います。

また、住民の皆様への対応も、従来よりは丁寧、そして適切かつ臨機の対応が図れており、一定の成果を得ているものと判断しております。

しかしながら、組織を簡素化することによって、課長、室長に意思決定等が集中をして、業務に支障を来している場合もあり、近年ではグループ制を改める市町村もございます。

御質問の2点目、「実情に即した組織の見直しの考えはいかがか」であります。組織自体の変更はしておりませんが、各課室の業務の分担に関し、実情に即した見直しを行ってまいりました。

具体的に申し上げますと、町の活性化の施策を一元的に推進するため、総務企画課企画財政室に企画部門を集約いたしました。

また、教育施設の再編や少子化対策として子育て支援を一貫して取り組むため、教育課に業務を集約いたしました。

議員御指摘のとおり、行政が抱える課題は山積しており、さらに、東京オリンピック・パラリンピックに向けた取り組み、関連した外国人の受け入れ対策、TPP問題、人口減少や少子化への取り組みなど、新たな課題や各課が横断的に取り組むべき課題が多く存在することも事実であります。

また、課ごとの所掌範囲や業務量に不均衡が生じているのも事実で、一過性ではなく、慢性的に休日出勤、残業などを行っている部署もございまして、職員の健康障害や組織の業務効率の低下も懸念をされております。

新たな行政課題に即応した体制づくり、そして所掌の業務量などの平準化を図るために、どのような組織体制が望ましいか、検討を図ってまいりたいと存じます。

御質問の3点目、「組織の競争力や管理能力を養うため、一般職にリーダー的な役職を配置する考えはいかがか」であります。一般職にリーダー的役割を、役職を配置いたしますと、その職員を中心に、組織で事務事業を遂行する意識が高まり、効率的に業務をこなすことが可能となると思います。

また、役職についての職員は、調整能力や意思決定の判断能力を養うことができ、管理職として資質の向上を図ることができると思います。

一方で、課長、室長と課員というシンプルな組織から、さらに細分化されることによって、情報の共有や意思決定などに余分な時間がかかることや、従来の縦割り行政への後退も心配されるところであります。

また、管理職的な職員が増えることで、実務を担う職員が減少することになり、組織全体でバランスに欠ける体制となることも懸念されます。

議員が提案する、新たな役職の配置に関しましては、現行の課長、室長の体制も含めて見直す必要があり、組織体制の見直し、人事、給与面からの検討を図った上で、判断したいと思っております。

御質問の4点目、「職員の意欲や視野を広げるため、定期的な異動をすべきと思うはいかがか」であります。定期的な異動は、人材の育成や部署の活性化など一定の成果はあると思いますが、行政需要が年々多様化する中、そしてまた専門化する一方で、定員管理計画によって職員数を抑制してきた当町では、残念ながら個々の職員の能力に頼らざるを得ない状況となり、必然的に人事異動が停滞する傾向にありました。組織全体で効率的かつ的確、迅速な業務を遂行するためには、職員個々の知識や教養、経験を積み重ねることが大切で、職務に対する意欲を高める観点から、定期的な異動に心掛けてまいりたいと存じます。

また、人事評価の導入を目前に控えまして、仕事に対する姿勢や能力を適正に評価し

た上で人事異動や登用を行い、職員の仕事に対する意欲や向上心が高まるように努めてまいります。

御質問の5点目の「職員の削減や事務の多様化に伴い、道の駅保田小学校同様、海洋センター等の公共施設の指定管理者制度導入についての取り組みはいかがか」であります。指定管理者制度は、平成15年の地方自治法の改正により運用が開始されました。制度が開始された直後は、民間のアイデアやノウハウが導入され、創意工夫による施設運営が活発に行われるなど、公共施設の効率的・効果的な管理運営が促進されました。

一方で、コスト削減が重視され、人件費が削られたことによる人材の流出、あるいは業務の簡略化によるサービスや安全管理の低下など、制度に対する課題も浮き彫りになってきました。

指定管理者制度を導入したといえども、サービスや安全管理が低下しないよう自治体による適切な関与が必要で、コスト削減にのみ傾注することなく、施設の利活用の促進や良質なサービスの提供が行われるよう、綿密な調整が必要となります。加えて、地方では、指定管理者の募集に対しまして、応募提案する事業者が限られるなど、業務遂行能力をもった事業者が確保できない状況にあることも制度の課題となっています。

当町では、都市交流施設を含め5つの施設で指定管理者制度を導入しており、その他の公共施設に関しましても、行財政改革の一環で可能性を調査したところであります。

御指摘の海洋センターは、B&G財団の支援を受けて整備をされたものですが、県内同種の施設では2カ所が指定管理者により運営されております。当町の施設では、水泳教室が高い評価を得ており、大会でも素晴らしい成績を上げております。

平成26年度には大規模なプールの改修を終え、環境も整ってまいりましたので、今しばらく直営での運営を図ってまいりたいと存じます。

また、老人福祉センターや歴史民俗資料館、さらには中央公民館など、指定管理が可能な施設はございますが、それぞれ地域の特性を活かし、運営を続けておりますので、職員の創意工夫により利用の促進を図ってまいりたいと存じます。

以上で、渡邊信廣議員の一般質問に対する答弁といたします。

よろしく申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

渡邊信廣君、再質問はありますか。

はい、渡邊信廣君。

○4番（渡邊信廣君）

1点目のですね、一課二室体制の成果については、私も先ほど申し上げましたように一定の成果を挙げたというふうに思っております。が、しかしこの10年間って言いますかね、まあ時代は変化している中で、時代に合った組織の見直しについては次の質問で答弁をいただければというふうに思います。

2点目のですね、実情に即した組織の見直しについてでございますけれども、新たな

行政課題に即応した体制づくりや、業務量の平準化を図るため、どのような体制が望ましいか検討を図っていくということで、これから検討されるという意味がこっちに伝わってきますけれども、現状のですね組織について若干触れさせていただければと思います。

現状でのですね、例えば地域振興課というのは、平成 17 年の 10 月前の段階ですと 3 課、農林水産、そして土木環境、まちづくりと、3 課が一つになりました。私から見ると非常に所掌範囲が広いなという認識を持っております。

ただね、一つは人数が多ければ課員がいっぱいいるわけですから、一つの課長の命令でいろんな、動かしやすいというメリットもね、あろうと思いますけれども、かなり現状のニーズが変わってきているという点が当初の 17 年当時とは大きく違ってきているところだというふうに思っています。

また、総務企画課についてもですね、総務課に企画部門が加わって、総務企画課になったと思いますけれども、総務課というのは課の要ですよ。いろんな仕事がある。そういう中に、通常の業務に加えて、今で言えば町の威信をかけて都市交流施設の建設をされて、この間めでたく 12 月 9 日にオープンをしました。そういう問題だとか、今はですね、地方創生に向けた総合戦略など、明らかにオーバーワークと思われるような状況になっていると思います。

私がですね、散歩してますと、必ず電気が 11 時、10 時、11 時まで電気がついているのは 2 階の総務課と 3 階の地域振興課というような状況が、出先は分かりませんが、先ほど答弁いただいたようにね、その辺も町長から答弁をいただいたとおりでと思います。

そういう中でですね、今後の対応というのは検討するということですが、今後の対応はどのように考えていらっしゃるのか。考えがあればですね、その辺に絞ってね、お伺いできればと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長 菊間幸一君。

○総務企画課長（菊間幸一君）

御質問の中にもありましたとおり、時代の流れ、その中におきましてですね、やはり地域振興課でいきますと、有害鳥獣あるいは環境問題、そして景観整備さらには災害なども大きい災害等が出てまいりますと、それに携わる職員、そういうものが必要になるのは事実でございます。

また、御指摘いただいております総務企画課につきましてもですね、現在道の駅、やっとオープンしましたけれども、その他に総合戦略あるいは地域防災計画等、たまたまってわけではないでしょうけれども、この時期に重なったところは現実にあるところでございます。そういうような中におきまして、例えば地域振興課におきましては一番懸案でございました設計部門につきまして一人の職員が 2 年間の研修を終えて地域振興課

の方へ設置って言うか、配置させました。これによって災害対応につきましては、設計が一人から二人になったというような状況でございます。

また、総務企画課におきましては、この4月の人事異動におきまして一人増員させていただいた中におきまして対応させていただいたというような状況もつくっております。

これからはですね、やはり人事異動あるいは地域振興課の景観整備等につきましても臨時職員を増やす中において景観整備も行ってまいりました。

これらの対応することによってですね、対応させていただいたところでございます。また、課を超えた中におきましてですね、グループ制を設けるような体制もですね、今後は検討していきたいというふうに考えております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、渡邊信廣君。

○4番（渡邊信廣君）

今後の体制についてはね、まだまだいろんな考えの中で、これから組織の見直しをしていかなければならないだろうと思います。その辺については我々がどうこうということではなくて、職員の皆様方の中でですね、やりやすい組織をつくっていただければと思います。その中でね、特に私が指摘をしておきたいことが次にあるんですけれども、それはですね、今現状を見た時に、例えば、情報発信ということで都市交流施設に関わってかなり総務課さんの方で力を入れているけれども、今情報発信、そして道の駅保田小学校は総務企画課、それから道の駅きよなんと観光案内所だとか、あるいはその、なんだ、空き家バンクですか、バンクの方は例えばこれは地域振興課でやっていると思うんですね。こういう形の中でね、有効な連携が取れる施策が実行できるのか、その辺もですね、現状の時点のことについてね、お聞きをしたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、副町長 内田正司君。

○副町長（内田正司君）

先ほど町長からの答弁もございましたけれども、事務量ของですね、平準化ということもですね、含めた中で検討していくわけでございますけれども、一例の御質問にございました、例えば道の駅保田小学校ですね、等の関係につきましては本来は総務企画課からそのままその流れの中でですね、事業を実施して今回オープンというところまでいったわけでございますけれども、この状況につきましては、一応3月まではこの体制でやらせていただきまして、その新年度からはですね、当然その3階で管理している道の駅等の関連もございまして、一つにですね、事務を集約していくという方向で現在検討をしております。

また、諸々当然取り組まなければならない課題、空き家バンクの問題ですとか情報発信等のこともございますけれども、そこら辺のですね、部署分けというようなものと、

また後は、当然人員のですね、増員とかですね、諸々検討していかなければならないことがございますので、そういう方向で現在検討で、また良い形になるように対応をさせていただきますと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

渡邊信廣君。

○4番（渡邊信廣君）

今、副町長の方からありました。

いずれにしても、限られた人数の中でね、効率的に運用できるように。前回私が道の駅保田小学校については今後どうするんだと、質問に対しては今後も総務企画課の方で実施をするんだという回答が来ましたけれども、今日の副町長の答弁では一本化するというような状況もありますのでね、その辺についてはこれからも連携が取れる、本当に合理的な形での組織に作り変えていただければと思います。

そういう中において再度もう1点なんですけれども、まああの、これは関連になりますけれどもね、今あのそれぞれの自治体で地方創生に向けた人口ビジョン、あるいは総合戦略を作成中ですよね。当町の人口推計によればですよ、2040年では、4,700人。2060年では2,775人というような、かなりね、人口が減少してしまうような町になってしまう。

これは日本全国そうですよね、都会を除いてはかなり人口が減ってきて、日本の国の2060年にはですね7,800万になっちゃうという、そういう状況がありますけれどもね、そういう状況の中で鋸南町は、これから5,000人をキープするんだというような形の人口ビジョンをつくっており、総合戦略をつくっているところですけれどもね、そういう中で町長は当時私が6月の一般質問の時にですね、地方創生に対する一般質問をしたことがありました。その時に町長さんはですね、大いに活用すべき政策であり、絶好の機会であるので、国の支援に大きな期待を寄せているというようなことも、その私の地方創生に対する一般質問に対してお答えになったことがあります。

そういう状況の中ではね、人口の減少対策や、今鋸南町雇用創造協議会ありますけれどもね、雇用の創出ですとか、あるいは定住化等、町の活性化に対するこれは戦略的な組織改革についてっていうのはこれから非常に町にとって重要なことだと思いますが、一步踏み込んでね、これから鋸南町が自立をして、鋸南町で良かったというような形に対してのですね、これからのその、考え方があれば。戦略的ですね、組織改革の取り組みが、考え方があればその辺もですねお聞きできればと思っています。

○議長（伊藤茂明）

はい、副町長 内田正司君。

○副町長（内田正司君）

議員も御案内のことと思いますけれども、職員数はですね、定員管理の中で水道課を

含めて町全体で 100 人、また、新たな定員管理計画では 100 人から 105 人ということでお示しをさせていただいたところでございます。

ただこの 5 人もですね、なかなか一気に増やせるものでもないし、また個々のですね、通常の事務量に加えて、例えばそのナンバー制の導入でありますとか、介護保険の制度の改正、あるいは子育て等の問題、それぞれの部署でですね、やはり相対的に地方分権、事務の移譲ということの中で事務量が増えていることは事実でございます。その中でその限られた人員の中で、まああの、例えば新たな、まあなんて言いますかね、その課を増やすとか、そういうような体制っていうのはなかなか取れないと思っております。

先ほど申し上げました本来の総務企画課の中での企画という部門で、たまたまと言いますか、この 3 年間はその保田、都市交流施設の関係で結構なマンパワーを取られていたという状況もでございます。そこら辺を先ほどお答えさせていただきましたけれども、これからは管理運営のものになりますので、そこは 1 カ所に集約して、企画部門のところですね、創生事業、地域戦略等の関係につきましては、少し腰を落ち着いた形ですね、現在の企画担当部門に、担っていただきたいと。

当然、事業の実施等にあたりましては、各課横断的にですね、その都度必要に応じてプロジェクトチームなりを組んだ対応をさせていただきたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、渡邊信廣君。

○4 番（渡邊信廣君）

今副町長の方からですね、課は増やさないというようなことがありました。ただね、当時と違ってきて、課員は多くていいですよ、一つの命令に対して皆が動ける。まあしかし頭が一つだということなんですよ。

今の時代に合った、例えば農業関係一つとってみてもね、これからはもう、本当に農地が荒れ放題になっちゃうような状況があるわけですよ。いろんな問題がありますよね。

そういう中の一課長だけでそこまで対応できるかどうか。土木も農林も水産もですね、まちづくりも全てをとというようなことができるかということについてはね、やはりこれはあの、その辺の本当に効率的なという部分のこれから行政を執行しなくちゃならない。

ましてはこれから人数もね、まあ今 100 人から 105 人というような定員管理でいきますけれども、職員少ないわけですから、いずれにしてもこれ以上申し上げませんけれども、その辺をですね、本当に効率的な組織になるような、町民のためになれるような、町民のニーズっていうか、要望に応えられるような、町がこれからもね、自立して良かったとなれるようなこれから組織の改革って言いますかね、その辺をしていただければと思ってます。

続いて3点目の方に移らせていただきますけれども、まあこれも組織のことになりますけれどもね、組織の競争心や管理能力を養うための一般職にリーダー的役職と申し上げましたけれども、リーダー的な普通の一般職ですよ。そういうところを配置する考えはありますかということで、まあ、質問されてました、役職という書き方になりましたけれどもね、そういう意味では一般職の中にも副主査だとか主査がいっぱいいらっしゃるわけですよ。その中でその一般職の中でも一人一係じゃないですか、大体が。だから、次の質問になった時にですね、なかなか人事異動ができないのが現実じゃないですか。それをある程度のメンバーでまあいくつかの仕事を皆で共同でやれるような、またはそこに、ある程度采配を振るえるような、まあそういう人がいてもいいんじゃないかなど、いうふうに思っています。

いずれにしても、そういうことを私はですね、ちょっとこれは内政干渉に近くなっちゃうかもしれないけれども、一人一係というよりも、何人かでそれをカバーし合って、職員が異動できるようなね、体制づくりをしていったらどうかと思いますけれども、再度その辺についての考え方があれば。なければそれで結構ですけれども、あればお聞かせ願えればと思いますね。

○議長（伊藤茂明）

はい、副町長 内田正司君。

○副町長（内田正司君）

前の質問の関連もあるかもしれませんが、なかなか課を増やせないという話は、現実的にですね、職員数から割り出しますと、例えば7級6級の職員の比率がですね20%を超えてしまうというような状況があります。これ以上なかなか増やすという選択肢は難しいのかなということがあります。

ただ、その中でですね、リーダー的な職員の配置ということでございましたけれども、当然任用、5級ですね主査というのがあの、任用でございます。当然それなりの職責、または業務の自覚をもってやっていただくということが、本来だとうございますので、室長、その下のまあ、主査という現状ですね役職の中でもきちっとした例えばそのグループと言いますか事業にあたってですね、その中で共通の課題、一人一係、これはどうしてもですね、そういう側面は否めませんが、お互いにですね、相互補完、補助できるような取り組みも検討していかなければならないと考えております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、渡邊信廣君。

○4番（渡邊信廣君）

今ありましたけれどもね、いずれにしてもまあ、一人一係じゃなくて、異動がね、可能になる、あるいはその、意識を、これからあの、例えばグループ長っていうか、一般職の中ですよ、まとめ役がいれば次は俺が室長になれるんだというようなね、形の意識

の改革にもつながってくると思うんですよ。

全体的なものが見えるということは自分の幅が広がるわけですよ。町長の答弁にもありましたよね。そういう形で、これ以上言いませんけれどもね、その辺のことについては十分考えた組織の見直しというのをさせていただければというふうに思っています。

続いて4点目に移ります。

これは職員の関係ですよ。ちょっと3点目と関連しますけれどもね、職員の意欲や視野を広げるための定期的な異動が必要だと思いますがということですけども、今の体制では異動は難しいと思います。それは一人一係になっているから、専門的になっちゃうというようなことだと思います。

答弁ではですね、定期的な異動を心がける、また、仕事に対する姿勢や能力を適正に評価するとのことですけども、まあこの辺のですね、少ない職員数の中でまあ、異動というのもするということもいただきましたけれども、何年くらいのね、異動が職員を鍛える意味でね、視野を広げていただく意味で何年くらいの異動が理想というふうに考えていらっしゃるのか、その辺をお聞かせいただけたらと思っています。

○議長（伊藤茂明）

はい、副町長 内田正司君。

○副町長（内田正司君）

何年が適当かどうかということは一概には言えないと思いますけれども、概ね私どもが入った、役場職員になった当時からですけども、3年から5年というようなことで言われております。

ただ、議員質問のとおりですね、なかなか一人一係的な側面もございます。

異動につきましてはですね、当然まあ退職される方あるいは新規採用される方もございます。それである、4月の定期異動というのは毎年やっているわけでございます。

もちろんなかなか難しい側面があるわけでございますけれども、一概にその、職員が担っている仕事はですね、やはりあの、3年とかですね、年数でこう異動のできる、することは難しい。少し経験を要してやっていただかなければならない仕事と言いますか、職務もありますので、そういうことですね、年数を決めて定期的に異動ということはなかなか難しいところがありますけれども、できるだけ、職員については広くですね、いろんな部署を経験して、町全般のことをですね、理解していただいて、その中で町民のために、皆さんのためにですね力を発揮していただけるような、そういう意味での異動については今後もですね、検討をして、当然やっていく方向であります。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、渡邊信廣君。

○4番（渡邊信廣君）

副町長から3年から5年っていう、まあ昔確かに1年目で仕事を覚えて、2年目であ

る程度それを熟知して3年目で新たな自分のやり方だとか新しい改革をするというように形で我々も教わってきたことがありましたけれどもね、そういう中でね、人数がなかなかできなくなってしまう。現状のですね、ちょっと状況を聞きたいと思いますがけれども、まあ3年から5年という話がありましたけれども、今鋸南町に5年以上の職員、そしてまた10年以上の職員が何人くらいいるのか、1カ所にですね、これはあの、一般職だけで結構です。専門職はもうね、それで入ったことですからそれを除いて、一般職で5年以上、そしてまた長くなって10年以上という人も私は見受けられると思っておりますけれども、その辺の人数的なものがね、現状でお分かりになったら教えていただければと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長 菊間幸一君。

○総務企画課長（菊間幸一君）

今特別職3人を除きまして、職員が102名でございます。そのうち幼稚園と保育所を除きまして、約一般職68名と踏んでおります。そうしますと、専門職員以外は5年以上で、5年以上で19名ですね。一番長い人で13年同じ課にいるというような対応もあります。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、渡邊信廣君。

○4番（渡邊信廣君）

それにつきましてもね、さっきも言いましたけれどもまあ、その辺については広い視野でものが見られるように、いろんな部署でね、経験を積んでいただいて、鋸南町にそのね、自分の知識が、いままでの知識が、鋸南町に反映できるような体制っていうのはね、非常に重要だと思っておりますので、その辺をお願いしたいと思っております。

その関連になっちゃいますけれどもね、例えば他の町村を見た時に、異動に関してアンケート調査をやっているというところもあるようでして、そんな話も聞きました。まあ場所によっては5年が上限だというような所もあるようですけれども、そういう中でね、鋸南町もこれから本当にその人が世の中をつくる以上は、その人にやる気を起こさせるという意味ではね、例えば、異動希望というのを鋸南町でも取ってもらえればというふうに思っています。

加えて言うならば、俺はこれからあの課に行ってどんな仕事をしたいんだ。どんな風に変えていきたいんだというような企画的なものも書かせて、異動アンケートを取るようなね、形をとっていければ、それが全部採用されるわけではないと思っておりますけれどもね。まあそういうことで、職員の意識改革にはつながって、民間的な発想って重要だと思います。これからは行政ということであったとしても。

まあその辺について、町のお考えがあればお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、副町長 内田正司君。

○副町長（内田正司君）

内部からですね、異動に関してアンケートを取ったらどうかというようなことは、前々からちょっとまあ耳に、意見としては伺っているところでございますけれども、現実的なことを考えますと、非常に異動も難しいという側面もあります。まあしかしながらですね、御提案いただきましたアンケート、どういう形で取るのがよろしいか、ちょっと分かりませんが、一応あの、そういうことにつきましては、取る方向で検討していきたいと思えます。

ただ、議員もおっしゃったとおりですね、それがもちろん、そのとおりに実現できるかどうかということは分かりません。

またあと、一つですね職員が目標をもってということですね、ありました。御案内のとおり、次年度、28年度からですね、人事評価制度が導入されます。その中で当然職員個々がですね、その年度に達成すべき目標立て等をするわけですね、そういう目標を立てて業務に取り組み、それが1年間、実際業務に取り組んで達成できたかどうかというようなそういう面でのまあ評価方法、方向になると思えます。

合せてですね、そういう人事評価が導入されますので、そういうようなところとの組み合わせ、どのように組み合わせができるかちょっと分かりませんが、いずれにしてもまあ、職員の意欲が停滞するようなことなくですね、前向きに職務に専念できるようなことは考えてまいります。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、渡邊信廣君。

○4番（渡邊信廣君）

今あの、これからアンケートも実施すると、さらには人事評価というのが入ってきてね、その目標に対しての点数付というようなことは、これは非常に良いことだと思うんですよね。

やってもやらなくても同じじゃ困るわけで、やればやったなりのことをしてあげなきゃいけない。これが組織である以上、ピラミッドは同じ、底辺があって頂点があるわけですから、それに向かわせる、そのように、体制づくりというのはね、これから非常に少ない職員ですから、まあ意欲をもって仕事に取り組んでいただくことが町民のためになるというようなことになっていきますのでね、その辺のことはぜひお願いをしたいと思いますね。

続いて5点目のですね、これはあの、公共施設とか海洋センターとか老人センター、先ほど言いました指定管理者導入についてですけども、答弁ではね、確かにあの、なかなか手が届かない、いろんな指定管理者になってしまえばなかなか全部が良いわけじ

やないですよ。

そういう中ですね、その今町の方からは地域の特性を活かして運営をしている。そして、職員が創意工夫により、利用促進を図るといふようなことの答弁がございました。そういう地域の特性を活かしながら、そして、創意工夫をするといふ、その辺をですね、具体的に言うとどんな形での取り組みをしていくのか、これはもうそういう施設といふのは、利益を追求するところだと私は思っていますから。ある意味ではですよ。それは全部、全部が利益ではありませんけれども。そういう部分になりつつあっても良い場所だと思っています。そういう部分ではどんなふうな相違工夫をされて今後指定管理者じゃなくて町直営で運営されていくのか、その辺のことが、今現実的に持っていらっしゃる意見があればお聞かせいただければと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長 菊間幸一君。

○総務企画課長（菊間幸一君）

これまで、鋸南町におきまして行革に取り組んできました。

施設につきましてもですね、民間委託等の検討もなされていきました。これまでに施設改修の他に、海洋センターでは時間延長や予約の受け方、あるいは水泳教室などでは丁寧な指導によって信頼関係を築いてきております。

資料館におきましても特別展の開催や、積極的な啓蒙等を行ってきましてですね、なんとか、いままで下がってきた入館者数が今落ち着いたということも出ております。

また、笑楽の湯等につきましても、四季の花を入れた特別湯や自衛隊の利用促進等によって、あるいは温泉を引くようなことの中で対応させていただいております。これからは要するに町民皆さんの施設利用だけではなかなかやはり収入増にはつながらないと思いますので、これからいかに外部からの人たちを入れるか。それについての検討を要する時期が来ているというふうに判断しています。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

渡邊信廣君。

○4番（渡邊信廣君）

あまり突っ込んだ質問はできませんけれどもね、まあ、とにかく民間的な発想での取り組みをしない限りね、行政の場合には、なかなか難しいんでしょうね。ですから、まあ、その辺をまあ、全てがね、していいわけじゃないし、指定管理者だって受けてもらえるかどうか分からない、そういうような施設もあるわけですから。

ただまあ今ね、菊間課長がおっしゃるようになんかにしても徹底的にこれからの民間的なレベルでの考え方をこの指定管理者でないとするならば、その辺を知恵を絞ってね、まあ、来年度やってみて、その結果駄目ならば指定管理者にするくらいの意識での取り組みをもっていいただければというふうに思っています。

続いてですね、その関連しますけれども、職員の減少対策や、事務の複雑多様化に伴って、町としても行うべき仕事というのはね、もう沢山あるのは皆さん見てよく分かりますよ。

先ほども言いましたけれども、したがってこれからはね、とくに利益を上げる施設については、これは民間のノウハウを活用して、まあ、活性化をしていただければというふうに思っております。

これについては、要望ですね。いずれにしてもまあ直営でこれからも創意工夫をしてやられるということですから、その辺はですね、まあ、一生懸命民間的な発想になって、皆さんで考えていただいて、少しでも利益が上がるような、施設にさせていただきたいと思えます。

最後になりますけれどもね、田舎になればなるほど、行政が主体のまちづくりをしなければならぬのがこれほどでも同じだと思っています。これはあの、町長さんのね、トップの考え方はもちろんですけども、そこに付く職員、世の中ってやっぱり人次第ですよ、人がやる気があるかないかによって全然世の中が違っちゃうわけですから、そういう意味では職員は財産だと私は思っています。まあ職員のやる気だとか、効率を考えて、そして町の活性化につながるような組織改革、そして人事異動という、要望を、人事異動を要望して、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

以上で、渡邊信廣君の質問を終了します。

ここで暫時休憩をしまして、午後2時25分から会議を再開します。

…………… 休 憩・午後 2時15分 ……………
…………… 再 開・午後 2時25分 ……………

◎一般質問

◎2番 青木悦子君

○議長（伊藤茂明）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、青木悦子君の一般質問を許します。

2番 青木悦子君。

[ベルが鳴る]

○2番（青木悦子君）

私からは、2件質問いたします。

1 件目です。

「主権者教育は義務教育から培うべき」について、町長に質問いたします。

来年の夏の参議院選から選挙権が 18 歳以上に引き上げられることになりました。文科省と総務省は主権者教育の高校生向けの副教材を、公表したとのことですが、あまりにも急なことで間に合うのかなという懸念をしていましたけれども、そういう副教材が出されたということで私はある程度考えているんだなということは分かったんですが、現在の高校 3 年生の一部は早速選挙権が発生するわけです。

また、高校に進学しなかった 18 歳少年にも選挙権が発生します。ということは、高校生になってからでは遅いということになります。現に、ある高校での調査結果によりますと、「選挙権が欲しい」と答えた生徒は 7 人。「欲しくない」という結果は 7 割という結果だそうです。欲しくないと答えた生徒の理由は「分からない」「考えたくない」「選挙や政治に興味がない」「何処に投票しても一緒」などの答えということです。

担当教諭は「選挙公報をよく読み、候補者の主張の比較検討が必要なのに、彼らの現在の力でできるだろうか」という懸念をしています。私も高校生になってからの主権者教育では遅すぎると思います。ましては、国は高校の副教材としています。中学校から社会人になった方は学習経験がほとんどないまま、選挙の入場券が届いてしまうということですね。

18 歳選挙権に向けて、一人ひとりの自覚を育てるのは私たち大人の責任だと思っています。

そこで 3 点質問いたします。

このような高校生の実態をどのように受け止めていますか。

2 点目、鋸南町の教育として成長過程に応じた「主権者教育を推進する必要がある」と考えるが、いかがでしょうか。

3 点目、いろいろな部局が協力して「子ども議会」を企画し、鋸南町に関心を持つ教育環境づくりをお願いしたいが、いかがでしょうか。

以上 3 点です。

2 件目です。

「伝統あるカーネーション栽培の継承について」町長に質問いたします。

私がこの町に嫁いだ頃の鋸南町、約 40 年前になりますが、花作りの盛んな町として印象的でした。特にカーネーション栽培は目を見張るものがあり、知人にも栽培農家の方々も大勢いらっしゃいました。昔は 70 軒ぐらいの栽培農家があったとのこと。現在では 20 軒ぐらいただと聞きました。毎年数軒ずつやめていかれるということですね。何処を歩いても、後継者の方が見当たりません。こんな立派な施設と技術を遺して自然消滅していいのかという疑問があり、お話を聞くことにしました。

カーネーション栽培の方たち 7、8 人にお話を聞きました。

その中でカーネーション栽培の先駆者である保田のお二方がカーネーション栽培日本

一で全国表彰されたとのお話も聞きました。お二人はすでにいらっしゃいませんが、現在も三代目の方が後継者として引き継いでいらっしゃいます。

しかしながら、その後の後継者はおられないようです。

この歴史と伝統は鋸南町の財産です。全国に誇れるカーネーション栽培を風前の灯火のごとく消滅させていいのでしょうか。

「もう俺の代で終わりだ」と考えている人が、なにか良い方法があれば継承していきたいという、そういう本音の方もいらっしゃいました。

また、若手の方々は南房総市のような補助金制度があればありがたい。丸山地区の友人が暖房機などの施設が充実しているのを見て、非常にうらやましく思ったそうです。存続継承のためには、このような声も届けなければと考え質問することにしました。

そこで3点質問させていただきます。

1点目、日本に誇れるカーネーション栽培の存続継承について、町としてはどのように考えていらっしゃるのか。

2点目、国や県の補助金制度の利用について、町は農家への周知や支援体制が不足しているように思えるがいかがか。いかがでしょうか。

3点目、「地域おこし協力隊」が全国で活躍という新聞記事を見ました。その方たちがそのまま定住する率が高いと農業新聞には書いてありましたが、今後の花卉栽培農家などの継承につながると思われるが、町としてはどのようにお考えなのか。

以上3点について、お伺いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（伊藤茂明）

青木悦子君からの質問について、町長から答弁を願います。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和君 登壇〕

○町長（白石治和君）

青木悦子議員の一般質問に答弁をいたします。

1件目の「主権者教育は義務教育から培うべき」について、お答えいたします。

まず、選挙権が引き下げられた背景等について申し上げます。

本年の6月の17日「公職選挙法等の一部を改正する法律」が成立をし、平成28年6月19日に施行されます選挙権の年齢が引き下げられ、施行後初めて行われる国政選挙から、予定では、来年夏の参議院議員通常選挙から適用される見通しとなっております。

今回の法改正にあたり、7月28日付けで、文部科学省から千葉県教育庁を通じて教育委員会教育長宛てに通知があり、すでに両小・中学校長にその旨周知をしたところであります。

通知の主な内容ですが、一つには選挙権を有する者の年齢が、現在の満20歳以上から満18歳以上に引き下げられたこと。

二つには、高等学校等の生徒に対し、国家及び社会の形成者として必要な政治や選挙への関心を高め、政治的教育を豊かにするための教育の充実を図ること。

三つには、小・中学校段階においても、児童生徒の発達の段階を踏まえつつ、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うよう教育の充実を図ること。など、学校の政治的中立性を図りながら、政治参加に関する教育を、選挙管理委員会と連携協力しながら、推進してほしいということでもあります。

御承知のとおり、選挙権の年齢が引き下げられた背景は、昨年成立をした国民投票法の改正において、施行から4年後までの間に国民投票の投票年齢を18歳以上に引き下げることが盛り込まれ、併せて選挙権年齢についても「施行後、速やかに必要な法制上の措置を講ずる」と定められたことから、今回の公職選挙法の改正となったところがあります。国際的にも18歳が主流であること、若者層の投票率の低迷により若者の声が政治に反映されていない等々、政治主導により選挙権の年齢引き下げが図られたところでもあります。

御質問1点目、「選挙権がほしくないという結果が7割の高校生の実態について、どのように受け止めるか」についてであります。議員が取り上げた「ある高校での調査」は、公職選挙法の改正案が衆議院で可決された直後の6月9日、県立館山総合高校が実施した調査結果で、10月9日付けの朝日新聞に掲載されております。

記事によれば、政治経済を学ぶ家政科、商業科、工業科の3年生108人を対象に調査が行われ、「選挙権が欲しい」と答えた生徒は7人で全体の6.5%、「欲しくない」と答えたのは73名で全体の67.6%、意志表示のなかった生徒を含めると、9割以上が選挙権には関心がない状況とのことであります。

特に、「選挙権が欲しい」と答えたのは、全員が女子の家政科では36人中わずか1人であり、全員が男子の工業科においても、14%による4人だけであったとのことであります。

また、「欲しくない」と答えた理由については、議員御質問のとおり「分からない」「考えたくない」「選挙や政治に興味がない」と関心が薄く、「どこに投票しても一緒」「投票した結果に責任を負いたくない」など、政治や選挙に対し、冷めた見方や無力感がみられたとのことであります。

この調査結果のみをもって断定をすることはできませんが、高校生世代で関心が低いのは、総じて言えば、義務教育段階において「民主主義と政治」、「政治参加と選挙」など、知識は得ていても、それぞれの成長過程において十分理解されておらず、実生活と自らの将来とが直結した問題であるという認識が薄いということであり、あえて言えば、大人の政治意識の表れがそのまま反映をされているのではないかと、とも考えております。

したがって、求めて得られるのではなく、必然的に与えられる「選挙権」というものが、憲法の基本原理に基づいた、そして社会人として必要不可欠な権利であることを深く認識させていく積極的な努力が必要ではないかと、改めて実感しております。

御質問の2点目の、「鋸南町の教育として成長過程に応じた『主権者教育を推進する必要がある』と考えるがどうか」についてですが、その前に「主権」とは何かということですが、「国民主権」の「主権」のことであり、端的に言えば、国の政治のあり方を最終的に決める権限のことであります。一言でいえば、「主権者教育」とは「有権者としての自覚を養う教育」ということであり、国では「社会参加に必要な知識、技能、価値観を習得させる教育の中心である、市民と政治との関わりを教えること」と定義しております。

現在、当町の小・中学校での学習状況を申し上げますと、小学校では6年生の社会科において、単元「わたしたちのくらしと政治」で16時間、中学校では3年生の公民の単元「現代の民主政治」「国の政治の仕組み」「地方自治と私たち」の中で12時間、それぞれ現行の学習指導要領に基づいて学習しております。また、小学6年生は来年1月に国会見学を行う予定で、中学校においても、生徒会役員の選挙の際、選挙管理委員会から投票箱や記載台を借りて、模擬投票を実施しております。

主権者教育の一環として、今後もいろいろ工夫して取り組んでいただけたら良いと考えております。

ところで、中学3年生は3、4年後、小学6年生も6、7年後には選挙権が与えられることとなります。したがって、義務教育段階から「主権者教育」に取り組んでいく必要があると考えておりますが、決して学校現場だけではなく、テレビ、新聞など日々の生活の中にも学ぶ題材が多くありますので、それぞれの家庭の中でも「主権者教育」について考えていただき、子どもたちが広く学び合える土壌を育てていただければ、とも思っております。

御質問の3点目、「色々な部局が協力して『子ども議会』を企画し、鋸南町に関心を持つ教育環境づくりをお願いしたいがどうか」についてであります。子どもたちの目線をとらえていることや行政への要望など、子どもたちが意見、主張できる機会を設けることは、必要なことと考えております。

議員御指摘のように、子どもたちを対象に、議会の会議場において「模擬議会」、いわゆる「子ども議会」を開催し、その中で地方自治や議会制民主主義など体験的に学習させることは大変意義があり、大事なことと認識しております。

しかしながら、6月定例議会において答弁をさせていただきましたが、「鋸南町に関心をもつ教育環境づくり」の一環として、郷土、鋸南町に誇りが持てるよう、小・中学校それぞれ年間計画を立て、総合的な学習に、学校を挙げて取り組んでおります。

「子ども議会を企画したらどうか」とのことですが、教育現場の現状を聞きますと、十分な「子ども議会」を実施できる時間的な余裕がなく、また、仮に実施するとしても限られた生徒だけの参加となってしまうことや、カリキュラムを大きく組み直すか、どこかを削らなければならないこと、さらに、指導する先生方にもそれ相当の準備等が必要となるとも聞いております。

したがって、「子ども議会」をただちに開催できる状況にないと、報告を受けておりません。

なお、毎年千葉県が県内の中学生を対象に県議会の会議場で「子ども議会」を開催しておりますが、昨年度、鋸南中学校から代表者2名が参加したとのことであります。

引き続きこのような機会をとらえ、できるだけ多くの子どもたちに、良い体験をさせてあげられるよう努めていただければと考えております。

いずれにしましても、「主権者教育」を義務教育段階から養うべきとの御意見に対しては、必要なことと認識しております。

教育委員会でいろいろと検討いただきながら、まずは、学校での学習に加え、家庭、地域社会ともよく連携した「主権者教育」に向け、幅広く子どもたちの育成に、共に取り組んでいきたいと考えております。

2件目の「伝統あるカーネーション栽培の継承について」お答えいたします。

御質問の1点目、「日本に誇れるカーネーション栽培の存続継承について、町としてはどのように考えているのか」についてお答えいたします。

千葉県のカーネーション出荷量は全国5位ですが、その中でも鋸南町は主要産地であり、第二次大戦中には、花卉栽培。生産が禁止される中、種苗確保のために鋸南町の3戸のみ栽培が許されるなど、歴史的にも重要な産業であります。

町といたしましても、これまで培っていただいた高い生産技術の継承は重要と考えております。

現在のカーネーション栽培農家は23軒ですが、議員御指摘のとおり、近年では、高品質なものが安定的に供給されるようになった輸入品に押され、生産量が年々減少しており、また、カーネーションは嗜好品であり、生活必需品ではないため、景気動向に左右されるなど、厳しさに拍車がかかっている状況と伺っております。

農業全般で担い手不足や後継者不足に悩まされているのが実情で、青年就農給付金などの資金給付や、指導農業士による担い手の研修など担い手育成の制度がございます。

指導農業士とは、農業後継者の育成・確保に当たって、農業者自らの手による後継者の育成活動と農業者に対する社会的評価の一層の向上を図る制度で、町内には、施設園芸のカーネーション栽培を営む2人の方が、指導農業士となっております。

町といたしましては、千葉県との連携により指導農業士の認証や、後継者の育成が出来る方の登録を進めるなど、カーネーションの栽培技術が継承されるよう、農家との連携強化を図ってまいりたいと考えております。

御質問の2点目は、「国や県の補助金制度の利用について、町は農家への周知や支援体制が不足しているように思えるがいかがか」についてであります。農業政策における補助事業は、土地改良事業施行区域内にある基盤整備を実施した優良農地向けの農地の保全に対する補助金や、認定農業者や認定新規就農者に認定された方、あるいは人・農地プランの中心的経営体に位置づけされた、される方など、今後の農業の後継者として

規模を拡大する意思のある農業者に手厚く支援される農業者向け補助金が殆どでありませぬ。

経営所得安定対策交付金など、農業者の多くが対象になる補助制度については、農家の皆さんに、農家組合長を通じて助成内容を掲載した資料を配布して周知に努めております。

また、平成 26 年 2 月の大雪被害では、農業共済組合などとの連携によりまして、被災箇所を把握した上で、災害関連の補助事業などに関する御案内、相談などを実施いたしました。

冒頭で申し上げたとおり、農業者向けの事業に対する補助金は、認定農業者や認定新規就農者、さらには人・農地プランの中心的な経営体であることが交付要件とされ、現在のところ、事業拡大、経営改革に意欲のある 33 経営体の方が認定を受けておりますが、現在の農業者向けの助成制度では、その殆どが認定農業者以外の農業者が活用できない制度となっており、一人でも多くの農業経営者が認定農業者になっていただけるよう、制度の啓発に努めるとともに、既存の認定農業者に対しましても更新の際などに補助制度を周知してまいります。

御質問の 3 点目、「地域おこし協力隊」が全国で活躍という新聞記事を見た。そのまま定住する率が高いとあったが、今後の花卉栽培農家の継承につながると思われるが、町としてどう考えるか」についてであります。地域おこし協力隊は、地域おこし活動の支援や農林漁業の応援、住民の生活支援など「地域協力活動」に従事をしていただき、併せてその地域への定住・定着を図りながら、地域の活性化に貢献するものです。

総務省の地域おこし協力隊推進要綱には、「地域おこし協力隊員の活動が円滑に実施されるよう、複数人の受け入れを同時に行う」とあるように、隊員が連携し、チームワークで地域の主体性活動ができる基盤が大切です。総務省の要綱では、隊員の活動例として、地域おこし、農林水産業への従事、環境保全活動、住民生活支援など、あらゆるジャンルに対応が可能なものであり、広く町全体の地域おこしについて募集することも可能ですし、花卉栽培、カーネーション栽培の支援員など、ジャンルを絞って募集することも可能な制度となっております。

募集する場合、どのジャンルでの募集であるかにかかわらず、受け入れる側の準備が重要となります。

最長で 3 年間という期限がある中で、協力隊員が職業を得て、定住に結びつくような支援が必要となります。そのためには、行政の受け入れ体制づくりはもちろんです。地域の協力が必要不可欠となります。全国の事例をみると、地域に居場所ができず、定住に結びつかない事例や、繁忙期における便利屋という間違った理解をしている事例もあります。地域おこし協力隊に対する理解、住民の受け入れの意向確認など、受け入れ体制を整える必要があると考えますので、地域の皆様の御意見を伺いながら検討してまいります。

以上で、青木悦子議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（伊藤茂明）

青木悦子君、再質問はありますか。

はい、青木悦子君。

○2番（青木悦子君）

主権者教育について、大変説得力のある御答弁、ありがとうございます。

さて、まちづくりは人づくりとよく言います。そのためには、鋸南町としての教育を学校と共同で作りあげる部分があってもよいのではないかと考えています。

御答弁の中では、学校の事情を優先されていますが、主権者教育は次世代を担う子どもたちが早期に社会性を身に付け、自立した人間性を確立することにつながります。

このことは、鋸南町創生にも大変重要な鍵となります。

学校の事情もあるのは承知しておりますが、検討委員会的な組織をつくり、早期に確立していくことが大事だと考えていますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

はい、教育課長 前田義夫君。

○教育課長（前田義夫君）

議員御指摘のですね、主権者教育の推進ということにつきましては、町長答弁にありましたとおり、大変重要なことと認識しております。

ただいま検討委員会をつくったらということですが、まずですね、私ども教育委員会として考えておりますことを申し上げますと、この主権者教育の重要性にかんがみまして、まず、わが小中学校におきましても、義務教育段階から、まずできることから進めていきたいと考えております。

授業の中で早速、できることといたしましては、現在学校を挙げて力を入れております総合的な学習のさらなる充実ということ、それと、世の中の動向を学ぶために現在小学校・中学校、新聞を活用した教育ということで、N I 教育、これの新聞業界と教育界との共同の授業でありますけれども、この指定を受けております。

この新聞による教育の推進を徹底すること、そして三つ目にですね、地方自治、地方議会の学習として町が発信する町報ですとか、他の議会だより、議会の方からも結果のですね、方向も授業の中で取り入れてもらったらさらに地域のことが学習できるんじゃないかなと、このような考え方を持っております。

ただあの、知識を与えるだけではなく、参加体験型の学習ということですね、まあ、まあお願いできればということでありまして、あくまで可能であればということではありますが、議会の傍聴を子どもたちにも経験をさせてあげる機会が得られれば、またその子どもたちの主権者意識にもつながっていくのかなということは考えられますが、これにつきましても、学校とよく検討させていただきながら総合的に重要な主権者教育というものに向かってですね、取り組んでいきたいと考えております。

したがって、ただちにになにかの委員会をつくるというよりも、即現場の教育を整理して取り組んでまいりたいと、そういう考えであります。

以上です。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、青木悦子君。

○2番（青木悦子君）

今御答弁いただいた、まずできることから、そして、学校、今出されている学校での学習を充実させること、新聞教育の推進、地方自治、それから、えー、町、えー、町会などについて、これからもっと学ぶように働きかけをする。

そして参加体験型の傍聴ということで、はい、とてもあの、今できることとしたら大変素晴らしい内容だと思いますし、新聞教育の推進というのはやはり地元そして、各地方、全国、世界に目を向けて今のこの世の中に対してきちんとした自分の考えをもって、子どもたちが生きていくということが、本当の生きた学習だと私は考えています。

ですので、まあ、今すぐ無理であるというならば、このことをまあ、教育行政としてきちんと充実させていくような働きかけをよろしくお願ひしたいと思います。

では、2点目、よろしいでしょうか。

1回座るんですね、あ、よろしいんですか。

これは要望ですけれども、現在の高校生の実態は「関心がない」「関わりたくない」というのがやはり、館山高校だけでなく、概ね全体的な意識としてとらえても間違いはないと思いますし、大人でもそうでは、そう思われると私は思っています。

つい最近まで私もそうでしたから。

答弁されましたように、主権者教育の実状は、今の高校生も現在の小中学生とほぼ同じ教育を受けているわけですから、高校生になって、まあ、文科省の、総務省の方から出された副読本で学習したからといって、机上論での学習では、身に付くものではないと考えています。

先ほども参加型の傍聴などもということがありましたけれども、私は小さい時からの体験学習が大きく左右するものと考えています。小さい時から世の中を見る目、考える目を育てていくことによって、高校生になった時にそれが充実して、として、成果として、現れていくものだと思います。

で、子ども議会を提案したわけですが、百聞は一見にしかず、というその体験学習の重要さですね、やはりこれはものはやりようです。以前、何年前でしたか、ここで子どもたちが子ども議員になって、ここで子ども議会を開いていただきましたけれども、一人や二人の参加ではなくて、子どもたちが傍聴、そしてクラスの代表、学年の代表がここに座って、自分たちの意見を代表して話してもらう、そういうことで、そんなに苦労した覚えもないし、そんなに、あの、なんですかね、時間をとった覚えもありません。

初めからきちんと筋道を立てて計画してやっていくというようなことをしたんでは、やはり子どもたちにとって、堅苦しくなってしまうんじゃないのかな、子どもたちがちょっとしたことで自分たちの意見をここで代弁していただいたり、それを町長さんに答弁をいただいたりしながらそういう体験を活かして、世の中に、世の中を、小さい時から見る目とか、考える力が付いていくんだと思っていますので、私自身は、子ども議会をそんなに大変なものだとは考えていませんが、さあやるとなると大変なのかもしれません。昔のことですから苦労は忘れてしまったのかもしれませんが、学校教育に大きな負担をかけないようなやり方はあると思います。

鋸南町の子どもは鋸南町の責任で育てるという意識で私たちの力を結集すれば、できれば、と考えています。

ぜひ、御答弁いただいたことについての実行をお願いし、教育関係についての質問を終わります。

カーネーションについては、よろしいですか。

カーネーション栽培について、1点目です。

これは質問ではありませんが、大変丁寧で分かりやすい答弁をありがとうございました。

栽培技術継承等については、農家と協力して進めていかれるとのことで、今後に期待したいと思います。

伝統的なカーネーション栽培は元より、農業全般においても農業経営者のますますの連携強化を推進して諦めない農業経営として支援をお願いいたします。

質問の、再質問の2点目です。

私の考えですが、栽培技術の継承や農業振興は個人の努力だけでは難しい部分もあると思います。行政としてもなにかできないでしょうか、先日NHKで山梨県北杜市の取り組みについての放送がありました。広大な耕作放棄地を活かしての農業の法人化を進め、500人の雇用を生み出したとのことです。放棄地の地主の説得や法人との契約などを農業振興公社が推進して現在に至っているということです。

現在、全国から注目されているところです。

最近のちょっとした情報なんですけど、やはり100%うまく稼働しているわけではないという情報もありました。

北杜市のような同じことを望むわけではありませんが、鋸南町からも多くの方が視察に行かれたと聞いております。

そのような方々の意見も伺いながら、御当地のノウハウを参考に、鋸南町は鋸南町としての特色を活かして、カーネーション栽培のような伝統園芸を存続しつつ、あきらめない農業振興ができるよう、地域への果敢な働きをしていただきたいと思います、いかがでしょうか。

最後要望はありますけれども、とりあえず質問は以上です。

○議長（伊藤茂明）

はい、地域振興課長 飯田浩君。

○地域振興課長（飯田浩君）

栽培技術、それらの承継を含む農業の振興、これにつきましては、現在町の方で策定をしております総合戦略の中でも、基本目標の一つとして検討をされているところでございます。

現在の町の農業経営をみますと、家族経営が主体でありまして、集落単位や法人といった、そういった経営体はないというのが現状でございます。

今後は農家の皆さんと相談、協議させていただき、「人・農地プラン」の策定を進め、担い手の確保、農地の集積を図りながら「集落営農体制」の構築や地域が一体となった農業施策の実施や技術・知識の継承が図れるようにですね、検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、青木悦子君。

○2番（青木悦子君）

ありがとうございます。

では最後に要望として、総合戦略の中でも検討しているとのことで、安心しました。地域の声を聴きながら、地域の人が夢を持てるような政策を実行していただきたいと思えます。

補足になりますが、輸入の花や販売業者による安価な買い取りで栽培者にとっては苦しい状況もあると聞きますけれども、鋸南町の花、鋸南のカーネーションとして意識して買っていただけるように、これからまた都会に出向き、小さな花束をつくり、花と共に鋸南町の農業全般についてもアピールしていくことなどにも力を入れていけば、存続継承の一手段となるのではないかと考えています。

私もこれからは、農家の方々と、農家の方々との交流を通じて、町とのパイプ役として、地域の声を一つでも多く町へ届けられるように働いていきますのでどうぞよろしくをお願いします。

以上です。

○議長（伊藤茂明）

以上で、青木悦子君の質問を終了します。

ここで暫時休憩をし、3時15分から再開をいたします。

…………… 休 憩・午後 3時05分 ……………
…………… 再 開・午後 3時15分 ……………

◎ 7 番 鈴木辰也君

○議長（伊藤茂明）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、鈴木辰也君の質問を許します。

7 番 鈴木辰也君。

【ベルが鳴る】

○7 番（鈴木辰也君）

私は「町の防災対策について」、「鋸南町老人福祉センターについて」の2点質問をいたします。

まずは、町の防災対策について質問いたします。

鋸南町地域防災計画が今年度中に策定されます。

町は、地域防災計画の改定後、この計画をどの様に実行し、町民の方々に反映して、させていこうと考えているのかお伺いします。

また、町防災訓練が10月の4日に行われました。訓練について検証した結果をお伺いします。

次に、鋸南町老人福祉センターについて質問いたします。

公共施設オープンリノベーション、マッチングコンペティションの採択を受け、鋸南町、首都圏大学研究室連携鋸南プロジェクトとして鋸南町老人福祉センターがリノベーションで再生されます。このリノベーションとは、既存の建物に大規模な工事を行うことで性能を新築の状態よりも向上させ、価値を高めたりすることを言うそうです。革新・刷新・修復を意味し、リフォームがマイナスの状態からゼロの状態に戻すための機能の回復という意味合いに対して、リノベーションはプラスアルファで、新たな機能や価値を向上させることを意味します。

素晴らしい施設に再生されることを期待しています。

そこで今後の老人福祉センターをどの様に運営し、来客数を増やしていこうと考えているのかお伺いします。

これで最初の質問を終わります。

○議長（伊藤茂明）

鈴木辰也君の質問について、町長から答弁を願います。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和君 登壇〕

○町長（白石治和君）

鈴木辰也議員の一般質問に答弁をいたします。

1 件目の「町の防災対策について」お答えをいたします。

御質問の1点目、「地域防災計画の改定後、計画をどのように実行し、町民の方々に反

映をさせていこうと考えているのか」についてであります。鋸南町地域防災計画は、災害対策基本法によりまして上位計画との整合性を図るとともに、最新の知見に基づきまして、平成 26 年度から改定作業に取り組んでおります。

改定後の計画は、新たに南海トラフ地震防災対策推進計画と竜巻・雪害対策、放射性物質事故対策、油流出事故・火山噴火対策、海上や鉄道・道路等の公共交通事故対策などを追加をいたしました。

本計画の想定地震と被害想定ですが、地震は平成 19 年度に県が発表しましたマグニチュード 6.9、最大震度 6 弱の三浦半島断層群地震を想定し、津波は平成 23 年度に県が発表しました元禄地震による最大約 5 メートルを想定をいたしました。

被害想定は、冬の夕刻午後 6 時に地震発生とし、当町におきましては、火災 1 件、人的被害として死者 3 名、負傷者 107 名、建物全壊棟数は 193 棟が発生することを前提としたところであります。

本計画の概要であります。東日本大震災の教訓と上位計画の確定、改定内容を踏まえ、町の地域特性を反映させた実行力のある計画を目指すことを基本方針と定め、計画策定の方向性と課題の洗い出しを行い、重点施策として「まちの防災機能の強化」、「応急対応力の強化」、「地域に根ざした防災力の向上」、「迅速な復旧・復興対策」の 4 点を掲げたところであります。

これらを踏まえて、5 年後の具体的な目標といたしまして、建築物と公共施設等の耐震化率の向上や自主防災組織率の向上、要支援者名簿の作成と代替施設の整備等を設定し、重点施策の具体的な項目を掲げたところであります。

また、本計画の改定に併せて、町民の皆さんへの注意喚起を図るため、県が発表した津波警報 10 メートルの津波浸水区域を表示した津波ハザードマップと、職員初動マニュアルの作成にも取り掛かっているところであります。

今後の予定ですが、3 月に予定しております防災会議におきまして、計画案の御承認をいただき、その後に、本計画の概要版と津波ハザードマップを全戸に配布する予定としております。

また、本計画を御理解いただくため、映像を交えたスライドにより、町内各種団体等に説明を行っていく方針であります。

まずは、本計画に掲げた具体的目標数値の達成に向け、重点施策の中から優先順位を決めて施策に取り組んでまいります。

本計画では、町をはじめ関係機関の役割を示しておりますが、大規模な災害が発生した場合におきましては、全ての災害対策を町と関係機関だけで実行することは無理があります。

様々な災害に立ち向かうためには公助に頼ることなく、「自助・共助」の力を十分に発揮していただく必要とそのウエイトは大きなものであると思っております。

町民の皆様のご役割につきましても、本計画上記載してございますが、例えば正しい災

害知識を持ち、冷静に行動いただくことや、日頃の防災備蓄品の点検、避難方法と避難場所の各御家庭での検討、住宅の耐震化、地域コミュニティを生かした自主防災組織の結成と活動の充実など様々な事柄がございます。

町といたしましても、町民の皆様ひとり一人が広報や防災訓練等を通じまして、防災・災害対策に関する知識を深めるためのきっかけ作りや、色々と考えていただく場面を提供することを積極的に実施して、「自助・共助・公助」がそれぞれの役割を果たしながら、防災体制を整えていくことを進めてまいりたいと考えております。

御質問の2点目の、「町防災訓練について検証した結果」についてであります。今年度の町防災訓練は、去る10月4日の日曜日、町内全域を対象として実施し、多くの町民の皆様に参加をいただきました。

実施結果につきましては、町内52カ所に1,899人が避難訓練に参加し、内訳としましては保田地区で22カ所に800人、勝山地区で20カ所に817人、佐久間地区で10カ所に162人、消防団が32人、役場職員が88人でありました。

また、各区におきましても、自主的に独自の訓練を実施していただき、中道台区と田町区では応急救護訓練と炊き出し訓練、田町区と町区では要支援者の方の避難訓練を実施していただきました。

後日、訓練に参加した方々から反省点と御意見等を伺っておりますが、要支援者の車椅子による避難訓練では、避難路が坂道や路面の舗装状況によっては、かなり苦勞が多いこと、また、今回は区長さんに50人分の炊き出しセットを配付しましたが、一人1食分の方が使い勝手が良いのではとの御意見や、訓練放送が外ではよく聞き取れない、訓練放送の時間配分を検討されたいなどの御意見も頂戴しております。

地域防災計画案にも記述をしておりますが、スムーズで安全な避難行動を行うためには、避難場所までの避難路の整備と避難ルートの確保が必要であります。

また、ここ数年、東日本大震災の教訓から、海に接する地域が多いため、津波避難訓練を中心に行ってまいりましたが、訓練の時間配分等が役場に設置する災害対策本部主導の時間配分となっている感は否めないため、避難訓練の現場との違和感を解消する工夫も検討する必要があると考えております。

毎年同じ訓練の繰り返しは重要であります。反省点をよく振り返り、訓練内容の精査を行って、前年踏襲の考え方を捨て、より現実的な訓練方法等の検討を図っていかなければならないと考えております。

2件目の「老人福祉センターについて」お答えいたします。

議員が御質問の中で触れられておりますように、総務省の採択を受け、提案者である首都圏大学連携鋸南プロジェクトと協力し、「公共施設オープンリノベーション推進事業」を実施中でございます。

この事業は、国の委託事業であり、自治体が保有する美術館や市町村役場等の公共施設に建築家やデザイナー等のクリエイター、あるいは民間ビジネス事業者等の新しい視

点や発想を取り入れて、既存の建物に手を加え、付加価値を高めることによって既存の公共施設がさらに人を呼び込む集客拠点として創出され、まちの再生を図るということを目的としたモデル事業で、本年度より行われております。

計画内容を簡単に申し上げますと、センター正面の2階部分に人工木材を利用した格子を備え付けることで自然感を演出した雰囲気のある外観に設え、そして玄関から湯船までの動線を「湯上がりの長縁」として整備し、既存の大広間や休憩場所を温泉がイメージする和風空間に仕上げます。

また、観光客のバス移動の促進を図るため、観光スポットとなっている佐久間ダム入口のバス停を利用しやすい魅力あるバス停に改修する計画となっております。

御質問の、「今後の老人福祉センターをどのように運営し、来客数を増やしていこうと考えているのか」についてであります。12月11日にオープンとなりました「都市交流施設・道の駅保田小学校」は、地方と都市の交流を育み、活性化させる拠点として活用を図り、来訪する観光客のゲートウェイとして位置付けておりますが、「笑楽の湯」のリノベーションは、付帯する既存の福祉施設を農業体験やスポーツイベントに参加する観光客・地域住民の拠点として再生し、佐久間地域の交流拠点として地元客・観光客の交流を促し、利用客増加と交流人口の増加を図ろうとするものでございます。

施設の改修に特化したものでなくて、新設される道の駅や町内の各施設の情報を伝えるなど相互補完機能に加えて、観光スポットのバス停に付加価値を与えることで、交流の循環の促進を図り、日常的な時間の広がりをつながりをもたせてまいりたいと考えております。

笑楽の湯の入浴者数は、昨年8月に天然温泉に切り替えてから大幅に増加しておりまして、本年度においても11月末現在、前年度同時期の9,085人に対し約1.4倍増の1万2,663人が利用されている状況でございます。

今後、さらに利用客の増加が見込まれることから、現状の受入体制から、さらなる拡大も検討する必要があると考えております。いずれにいたしましても、今後の運営にあたりましては、今回、リノベーション事業を活用して施設を大きく転換いたしますが、毎週、認知症予防と運動機能維持を目的とした体操やストレッチ、ゲームなどを取り入れた生活機能向上事業の実施に利用しているほか、随時の健康相談、健診結果説明会や老人クラブ等各種団体による集会、健康増進やレクリエーションなど、福祉の増進を図るための取り組みを行っているところでございますので、福祉施設としての位置付けを保ちながら、観光面を兼ね備えた施設としての運営を心がけてまいりたいと考えております。

以上で、鈴木辰也議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（伊藤茂明）

鈴木辰也君、再質問はありますか。

はい、鈴木辰也君。

○7番（鈴木辰也君）

それでは、町防災について質問をさせていただきます。

来年の3月の防災会議で地域防災計画案の承認をもらった後、計画の概要版と津波ハザードマップを全戸に配布するとの答弁がありました。

この地域防災計画は主に町をはじめ、関係機関の役割についての計画が主であると私は認識しております。町民の方の行動についても書かれているということですが、この概要版がどのような概要版になるのか、まあこの、計画の単なる概要版であっては、私は町民の方々に見ていただけないのではないかなというような気がしております。

実際、災害が発生した時に、町をはじめ関係機関の、関係機関、また、町民の皆さんがそれぞれとる行動についての指針がですね、示された概要版であってほしいというふうに思っております。

町民の立場、まあ、町民目線で見たと時の行動を、行動指針であるべきだと私は思っています。まあ御存知だと思いますけれども、今年の9月1日から東京都では、「東京防災」という防災の本を都民に配ったそうです。大変話題になりまして、東京都では、この本を、防災ブックを140円で販売し始めました。今現在反響が大きくてですね、問い合わせが大きくて販売を中止にしているということでした。

まああの、こういうような冊子もあるわけですから、私もぜひですね、そういう概要版をつくる時にはですね、町民の皆さんが興味を持って本当にじゃあ自分でお金を出しても買いたいと思われるような概要版をつくってほしいと思っておりますけれども、このことについてはどのように考えますでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長 菊間幸一君。

○総務企画課長（菊間幸一君）

概要版につきましては、今現在のところ、地域防災計画の中からですね抜粋したような形で町民の皆さん用のものをつくってお渡ししたいということで、特にお金をかけてですね、つくるということは考えていないところでございます。

内容的には防災に対する心構え、避難所ですね場所、あるいは防災備蓄品、あるいは避難所での運営の仕方、災害時の情報伝達、あるいは避難勧告、指示等の発令基準等をお配りしてですね、日頃から災害に自分自身で備える体制をつくっていただきたいというふうに考えております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、鈴木辰也君。

○7番（鈴木辰也君）

お金をかけなくても、あの、私は、あの、町民の方々にあの、本当に興味をもってもらえる、そういうような防災の本っていうのは考えてつくれば、私はできないことはな

いと思います。

概要版がもうそのような工程で進んでいるのであれば、また別にですね、そのような本を出すような。

お金をかけないですよ。

出すような、検討をですね、絶対的に私はしてほしいと思っていますけれども、いかがでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

総務企画課長 菊間幸一君。

○総務企画課長（菊間幸一君）

まだあの概要版につきましては、地域防災計画を今作成中でございますので、その中から地域住民の皆さんに分かりやすいようなものを考えておりますので、今申し上げたものにプラスアルファのようなものにするのか再度検討を加えていきたいと思っております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、鈴木辰也君。

○7番（鈴木辰也君）

ぜひですね、町民の方々が見て、良いな、良い概要版ができたというものをですね、つくっていただきたいというふうに思います。

そしてまあこの、本計画を理解してもらうために計画の説明会をしていくという答弁がありました。これはいつ頃から始めていつ頃までに説明を終える計画かどうか、お伺いします。

○議長（伊藤茂明）

総務企画課長 菊間幸一君。

○総務企画課長（菊間幸一君）

地域防災計画ができましたら、なかなか概要版だけをお配りしても分かりづらい面もございますので、地域の皆さんに御理解いただくために、あるいは区の中で会合等があればその時に我々が行ってですね、映像でですね、今回の改正点、あるいは皆さんに注意していただくべきこと等をですね、説明してまいりたいと思っておりますので、区に拘らず、老人会あるいは各種団体等ありましたらそれに向かってですね、体制を整えていきたいと思っております。

いつ頃までと言いますと、なかなか難しいものがございますが、4月からですね、初めて、早い段階において要請があるものの希望を取りましてですね、対応をしていきたいと思っております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、鈴木辰也君。

○7番（鈴木辰也君）

要望がないところに関してはやらないということでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

総務企画課長 菊間幸一君。

○総務企画課長（菊間幸一君）

どこまでやっていいのかっていうのは難しいところがございますけれども、基本的には全区を回る予定ではございますけれども、まああの、なんて言うんですかね、積極的に対応してまいりたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、鈴木辰也君。

○7番（鈴木辰也君）

ぜひですね、あの、全区回るということですので、できるだけ多くの町民の皆さんに周知徹底をしていただきたいというふうに思います。

そこで次にですね、自主防災の組織率と、この自主防災組織カバー率、自主防災組織活動カバー率ですね、その違いについてお伺いします。

○議長（伊藤茂明）

総務企画課長 菊間幸一君。

○総務企画課長（菊間幸一君）

今現在自主防災組織につきましては、2地区、田町区と岩井袋区でございます。

自主防災のカバー率につきましては、例えば26区中の2というわけではございませんで、鋸南町の全世帯分の内の例えば今現在ですと、田町区と岩井袋区でありますと、その戸数を足したものの率という形になりまして、現在のところ9.5%ということでございますので、これをなんとか、5年間で80%の世帯の方が自主防災組織に入れるような体制に整えていきたいということでございます。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、鈴木辰也君。

○7番（鈴木辰也君）

その、ぜひその目標を達成していただきたいと思いますが、具体的な施策として、今現在どのようなことを考えているのかお伺いします。

○議長（伊藤茂明）

総務企画課長 菊間幸一君。

○総務企画課長（菊間幸一君）

この自主防災組織につきましては、全協の中でもお話させていただきましたけれども、

今年度から県の補助事業がございます。鋸南町におきましてもその補助事業、1年間で600万円、そのうち2分の1が県の補助、そして5年間行えるという事業でございます。それによってですね、自主防災組織の充実を図っていききたいということでございまして、これにつきまして、区長会等でお話申し上げましたところ、現在町区及び中道台区の2区において、自主防災組織の立ち上げを検討あるいは設置したということでございますので、このような形でどんどん広がってですね、対応できればと考えております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、鈴木辰也君。

○7番（鈴木辰也君）

この2件の申し込みがあったということですがけれども、この2件という数字が多いのか少ないのかちょっと私には分かりませんが、これからこの事業については5年間やっていく、継続してできればやっていくということですがけれども、あの、私はもう少し多くの地区から申し込みはあるのかなと思っていました。ただ、これが2地区ということは、私はあのこの自主防災の組織っていうのは、立ち上げるのが目的ではなくて、立ち上げる、立ち上げるのは立ち上げたけれども、じゃあその先どのように運営していくのか、これが本当に非常に難しいところであって、この補助金をもらって整備を、備品等を整備して、立ち上げて、その後どういうふうに活動したらいいか、それは各区で非常に難しいところだと、私は考えてます。だからこそ、私はそこで、立ち上がった組織に対しては町がやはり側面から、バックアップするとか、フォローをしてですね、活動を継続できるような意見とか、そういう情報とかをですね、与えていくべきだと考えています。できうれば、そういう既存の組織の方々に、集まって、年に何回か集まっていただいて、町のもっている情報とか、それぞれの自主防災会でやっている活動をそれぞれ発表していただくとか、お互いに意見交換をして、それぞれの自主防災の組織のですね、レベルアップを図るということが、これから本当に大切だと考えておりますのでね。

じゃあ立ち上げたから、その後は各区でがんばってくださいではなくて、できうる限り、町が主になってはいけないっていうのは重々承知してはいますがけれども、そのバックアップをする体制をですね、これから来年度に向けて町につくってほしいと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長 菊間幸一君。

○総務企画課長（菊間幸一君）

自主防災組織と言いますのは、災害時に被害の防止または軽減を図るためにですね、町民自ら予防対策の推進、出火防止、初期消火、あるいは被災者の救出、救護などですね、日頃から訓練を行うことによりまして、地域住民の皆さんの人の連携をつくって、

災害に負けない生き抜く力を、絆をつくるということだと思います。

これはお金の問題ではなくて、やはりそれぞれ自分自身で守っていくべきことだと思っておりますが、自主防災組織の今回、区の中での話し合いにつきましても、実際に立ち上げた岩井袋区、あるいは田町区の区長さんから現在の状況等をお話していただいたりしてですね、そういうような結果がですね、自主防災組織の組織力を上げるということの広がりにつながったと思っておりますので、そういう組織を連絡会等を設ける中におきましてですね、町としてもなんらかの形でですね、進められるような状況があればですね、対応していきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、鈴木辰也君。

○7番（鈴木辰也君）

私も自主防災のこの組織についてっていうことは、組織はどういう役割なのかっていうのは課長の答弁のとおりだと思います。

また、あくまでもこの、住民の方々の善意、自主的な組織でありますから、災害発生した時にもですね、なんら町とか消防とかの指示命令系統の下には入るものではないと思っております。それで、その自主防災組織の普段の活動を通してですね、防災に対する意識を、町民の方に高めていただいて、発災した時に自主的にこういう行動が、普段の自主防災、自主防災の活動を通して得た知識、その方々の知識がですね、その、いざ災害が起きた時に自分たちのできることを、誰にも言われるわけではなく、自分ができることを、できるような状態にするっていうのが一番の目的だと、それは共通の想いだと思っております。

ですから、そういう組織を育てることは、やはり各区の組織の活動だけでは非常に限界がある、難しいというところもあります。ですから、私は、あの、町の方にそういう研修の場とか、意見交換の場をつくっていただきたいということを申し上げました。

ぜひですね、今課長の方からそういうような場を設けていただけるということでしたので、まあ来年度からでもそういう場を設けていただきたいというふうに思っております。

それではあの、町の防災訓練についてお伺いします。この答弁の中でも反省点・意見等を聞いて、聞いたという答弁がありました。私はですね、今、今年、去年、一昨年の訓練に関してはですね、どうしても町と関係機関の訓練の色合いが強かったなというふうに感じております。他の避難所のことは分かりませんが、田町区はB&Gと城西の旧鋸南二中の下までですね、避難するというようになっております。

私は今年、私の田町区のうちの部、班はB&Gに避難をするということでしたのでB&Gに避難をしました。そうしたら着いた途端に町の放送がですね、放送でまあ、終わり

ましたので解散してくださいという放送が流れたんですね。そうすると、町は災害対策本部と各避難所とのそのある時点での避難、避難者の数の確認をしてやり取りをする、これは大切なことだと思います。けども、実際にそこに避難をしてきた町民の方にとっては「着いた、あ、解散か」それではあの、今一つこういうふうに町全体で避難訓練をやっている意味合いが少し薄れてしまうのではないかなというふうに、今年は特に感じました。ですからまあ、この在り方について、来年度の方には、より良い訓練にしていくという答弁でしたけれども、今現在町の方ではですね、来年の訓練に向けてまあ今年の訓練の反省点、意見等町民の方から聞いて検証した結果ですね、どのような訓練に来年度はしていこうと考えているのか、今現在の考えでよろしいので、お伺いしたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長 菊間幸一君。

○総務企画課長（菊間幸一君）

まああの、今回、去年もそうだったと思いますけれども、津波が来たらいち早く逃げるということで、避難所にいかに早く逃げるかということ想定している部分が強かったものでございますから、今回につきましても7時45分から8時10分というような形で短い時間での対応になったことは否めないと思っております。

まあ反省会等開いた中でもそういう御意見もいただいておりますので、今後ですね、まああの、今回の場合につきましてはそれぞれの各区の方で独自の対応もしていただきました。そういうものを踏まえた中で、まああの、終わったばかりでございます、来年度の計画っていうのは特にございませんけれども、今回の反省点、あるいは御意見等をいただいた中で来年の計画に向けて対応していきますということで回答をさせていただきます。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、鈴木辰也君。

○7番（鈴木辰也君）

この防災、あの、防災訓練について調べていた時にですね、こういうような記事がありました。これは、防災システム研究所の考え方っていうかあの、インターネットでの表記ですけれども、防災訓練のあり方ということで、阪神淡路大震災発生2時間後に現地で見たのは見渡す限り家が押し潰され、途方に暮れる人々だった。倒壊した家の下敷きになった人を助けようとしている人も大勢いたが、中には一人で救出にあたっている人もいた。「他の人はどうしたのですか」と聞くと、「きっと避難所に避難したのだと思います」と答えが返ってきた。私はその時、これまでの防災訓練が間違っていたと思った。毎年行われる避難訓練、防災訓練は避難場所に逃げる避難訓練でしかなかった。同じような訓練を続けているうち、地震イコール避難という間違った常識が定着してしま

ったのである。

大災害で消防も警察もすぐには来られないのに、皆が避難してしまったら誰が火を消すのか、誰が生き埋めの人を助けるのか。もちろん、津波やがけ崩れのおそれなど、二次災害の危険のある場所にいたら直ちに非難すべきである。しかし、身の安全が確保できたら逃げないで踏みとどまって、災害と戦わなければならないのだ。防災訓練は広域避難場所に逃げる訓練ではなく、地域に踏みとどまって戦う訓練こそすべきである。それこそ自主防災なのである。

私は改めてこんな考え方もあるのかなというふうに思いました。この考え方が全てではないと思いますけれども、訓練のやり方としては一考する価値があるのかなというふうに感じました。

こういった訓練、こういったこともですね、加味していただいて、来年の訓練にぜひ有意義な訓練になるようにですね、活かしていただきたいと思いますというふうに思います。

そしてあの、地域防災計画案にも記述しておりますが、スムーズで安全な避難行動を行うためには、避難場所までの避難経路の整備と避難ルートの確保を推進する必要があると認識していると答弁がありました。まあ各、町が定めている避難場所への避難ルートの安全性の確認はできていますか。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長 菊間幸一君。

○総務企画課長（菊間幸一君）

広域避難場所として6カ所ですか、町の方で指定をしてございまして、それにつきましては、公の施設等でございますので、まあ、安全確認等を常に行いながら対応をしているというふうに考えております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、鈴木辰也君。

○7番（鈴木辰也君）

田町区はB & Gに避難する時には大体あの、港通りの入口のところから岩井袋に抜ける道を避難していくと、大多数の方が避難していると思います。

先日はあの、町の方から土砂災害警戒区域のデータをいただきまして、余所の地区は私には分かりませんが、そこの岩井袋に行く道の地図に自分なりに落とし込んでみて見ました。

そうするとですね、その道路のほとんどの、何割くらいですかね。半分以上の区域がですね、やはりその、土砂災害の警戒区域に入っているわけですね。あの、災害が起きた時に土砂崩れがおきて道がふさがった時にはやはり、もうあそこの、今、今現在ではあそこの道以外B & Gに行く道はありませんから、そうすると大回りをして、今度はし尿処理場の方から回って、B & Gの方に避難をするか、他の避難所に避難をするかしか

今のところは考えられません。

それで、まあ、こういう避難ルートの確認をした時に、では、ここが駄目だったら別のルートをつくれる所は私はつくっていくべきだというふうに考えております。

町としても、広域の避難場所についてのですね、避難ルートの確認はされているということですが、私はまああの、あそこの一本道は決して安全な、そういう災害が発生した時に避難するには安全な道と言うには疑問が残っております。

まあできれば、町の方できちんと、再度ですね、確認を、確認をしていただいて、別ルートがつくれるものであれば、別のルートの避難路をつくるとか、そういったことをきちんと検討・検証していただきたいと思っておりますけれどもいかがでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

総務企画課長 菊間幸一君。

○総務企画課長（菊間幸一君）

今現在あその場所については町道ということで、町民の皆さんにも通っていただいております。いつぞや、石が少し網の中へ落ちたということの中で、県の方にもですね、道路維持の観点から要望を出したということもございまして、それについては我々町といたしましても対応はしているところでございます。

その部分が今現在はまあ通行しているわけでございますので、災害時全て駄目かという、やっぱり災害にもよってくるかと思っておりますので、今現在におきましては、他のルートということであれば、実際にですね、田町地区さんの方におきまして、B&Gに避難する場合において、どこか皆さんの方ですね、通れるような場所等が想定されているのであれば、当然我々も共働してですね、対応を進めていきたいと考えます。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、鈴木辰也君。

○7番（鈴木辰也君）

そのB&Gの避難路だけではなくてですね、全ての避難場所に通じる避難路についてですね、確認をしていただきたいと思います。

この鋸南町の地域防災計画の具体目標が7項目挙げられて、5年後の数値目標が設定されています。また、主要施策も大きく4項目掲げられておりますけれども、この目標をですね、達成するための主要施策を実施するための年次計画、まあ、1年ずつ、どのくらいやるんだと、達成、そういう計画がなければ、やはり1年経って計画があればですね、1年経ってじゃあどれだけできてるんだと、そこで、きちんと検証をしていただいて、次の年に活かしていくと、そういうことができると思っておりますので、この年次計画等は今のようになっていますでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

総務企画課長 菊間幸一君。

○総務企画課長（菊間幸一君）

今すぐにはですね、全ての項目について目標を達成とはいきませんが、できる限り、計画を定めましたことについて実施していきたいと考えておりました、すぐに対応できるものとしては、ここにありまして、トンネル、橋梁の耐震化、あるいは、本部の代替え施設等はですね早急にできるものでございますので、これも年次をもってですね、トンネルの点検等につきましてもすぐにやっていきたいと思っております。

また、自主防災組織の立ち上げあるいは要支援者の名簿等につきましてもすぐに取り掛かっていくという方針でございまして、どこまで年次計画を定めていくのか、それぞれの数値目標にもよってきますので、それにつきまして検討し、分かりやすく、また、精査できるような体制をとっていきたいと思っております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、鈴木辰也君。

○7番（鈴木辰也君）

ぜひその計画はつくっていただいて、できあがったら見せていただきたいと思います。

次に老人福祉センターについて質問をいたします。

今現在、現状の施設の状況、また、今回の公共施設オープンリノベーション推進事業の採択によって生まれ変わる施設の状況で今現在老人福祉センターとの整合性が取れるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、保健福祉課長 渡邊昌廣君。

○保健福祉課長（渡邊昌廣君）

はい、お答えいたします。

老人福祉センターが老人福祉施設として笑楽の湯が介護予防拠点施設として整備された行政財産でございます。

その目的に沿った条例として現在規定されておるのが、鋸南町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例でございます。しかしですね、佐久間地区の拠点の施設、拠点施設として、町内外の方々に広く御利用いただくことに特段の制約があるわけではございませんので、まあ温泉化によって、水仙や桜などの花観光と有機的に結びつけた形の施設運営を現在行っているところでございます。そのため、開館時間等を土日祝祭日の2時間延長を試行的に実施して、利用者の増となるよう、努めているところでございますけれども、条例と合っているのかどうかということでございますが、この老人福祉センターの設置及び管理に関する条例や条例施行規則で町長が特に必要であると認めた時には、変更ができるという規定を引用して時間延長等を行っているところではございますが、今後はですね、実際に条例改正等につきましては、実状に即した形で改正をすべきかどうかを含めて、検討していきたいと考えております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、鈴木辰也君。

○7番（鈴木辰也君）

私はこの施設が、老人の、老人福祉センターであってはいけないとは思いません。

やっぱり老人の、いままでの経過がありますから、今でも老人の、違うそれは福祉ですね。健康相談や健診の結果の説明会等いろいろ老人福祉についての活用もされている。それは理解できます。

ただ、今回のリノベーションをすることによって大分建物の使用の仕方が交流、観光または地域の人と余所との交流するための施設、そういう色合いがですね、非常に強くなってきていると思っております。

ですからまあ、この条例にやはり、現状の建物に即した条例に私は少しずつでも変えていくべきだと。ここについては、やはり町長の、「この条例の施行に関し必要な事項は別に町長が定める」ということで対応をしていくということですが、そこで対応できる範囲まではいいでしょうけれども、もしそこで対応できない事象が出た時には私はそこでやはり、その、出る前に少しでも現状の建物に合った条例に少しずつでも変えていくべきだと思っております。

それではあの、この施設の、今回リノベーションされて素晴らしい施設になると思えます。説明を受けた限りでは本当に良い施設になるんだろうなと思えますが、駐車場についてはですね、建物に向かって右側に十、私が数えて12か13台くらい。それで、左側の元ゲートボール場だった所に今はそこに車を入れているというお話を聞いてみましたら、あそこも10台くらい。

ただ、進入路のどっちに停めていいとか誘導のサインですね、また、ゲートボール場の後の方は雨が降れば水溜りで、非常に来た人が下りる時にですね、駐車場としては水溜りがあると、非常に不便をかけるなというふうに思っております。

またこの、駐車場の整備等について、町はどのように考えていますでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

はい、保健福祉課長 渡邊昌廣君。

○保健福祉課長（渡邊昌廣君）

まずあの、旧ゲートボール場ですがけれども、現在は第2駐車場として、利用をしております。また、今回の改修工事中には、そこにですね、仮設通路用地として使用する計画をしております。

また今後の駐車場利用につきましては、向かって右側の敷地、そこに建てられております倉庫や便所等を取り壊して駐輪場もありませんので、駐輪場も含めた駐車スペースの確保を設けていきたいと検討しております。

また、左側の今後の利用につきましては、よく検討をさせていただいた中でまああの、

改めて駐車場として今後も使っていくかどうかにつきましては、今後検討させていただければと思います。

以上です。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、鈴木辰也君。

○7番（鈴木辰也君）

先日の日曜日に入りに行ってきました。

車はいっぱいで右側の方はいっぱいで、左側の方にも5、6台車が駐車してました。できうればですね、そういう施設、あそこの施設に行く場合には循環バスか、自家用車で、まあ答弁にあったように保田小学校、道の駅保田小学校からのお客さん呼び込むということであれば、車が大前提だと思いますんで、駐車場の整備というのは私は急務だと思っておりますんで、できる限りその工事が終わればですね、検討していただいて駐車場の整備もやっていただきたいというふうに思います。

そしてまたあの、道の駅との相互補完機能を加えるという答弁がありました。このような、どのようなですね、それぞれの施設の情報の発信ということを考えているのか、お伺いします。

○議長（伊藤茂明）

はい、保健福祉課長 渡邊昌廣君。

○保健福祉課長（渡邊昌廣君）

具体的にはですね、改修工事により、現在の売店空間を町の情報室としてリノベーションいたしまして、既存の道の駅の情報や観光ルートやスポーツイベント、将来的に計画されます他の拠点の情報等積極的に利用者に伝えて紹介していきたいと考えております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、鈴木辰也君。

○7番（鈴木辰也君）

そういう情報発信をし、建物が改修されて、今後ますますですね、あそこの施設に来館する人は私は増えてくると思っております。今後ですね、そういう利用客が増えた場合、今、今現在の対応で大丈夫なのか。また、さらなる受け入れ体制の検討も必要という答弁がありましたけれども、どのような体制にしていくのか、考えていることがあればお答え願いたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、保健福祉課長 渡邊昌廣君。

○保健福祉課長（渡邊昌廣君）

今後はですね、利用者の意見や費用対効果を考慮いたしまして、季節や行事等に応じたさらなる時間延長について、検討していきたいと考えております。

具体的にはですね、現在2時間延長しております時間延長をもう1時間延長を一応現在検討しております。

平成28年度から土日祝日に限りましてですが、もう1時間延長して、運用ができるかどうか検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、鈴木辰也君。

○7番（鈴木辰也君）

検討じゃなくてぜひ実行していただきたいと思っております。

そういう受け入れ体制ができてくれば、より多くの人に笑楽の湯の温泉を楽しんでもらえると思っておりますし、鋸南町の道の駅から、鋸南町をいかに回遊してもらうかっていうのは、町内を回遊してもらうっていうのは本当に大切なことだと思いますんで、その一つの拠点となるような、なるように運営をしていっていただきたいということを申し上げて、質問を終わります。

○議長（伊藤茂明）

以上で、鈴木辰也君の質問を終了します。

鈴木辰也君、自席へお戻りください。

◎散会の宣言

○議長（伊藤茂明）

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

12月16日、17日は議案調査のため休会とし、12月18日は、午前10時から会議を開きますので、定刻5分前に御参集を願います。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

…………… 散 会 ・ 午後 4 時 0 9 分 ……………

平成 27 年第 8 回 鋸南町議会定例会議事日程〔第 2 号〕

平成 27 年 12 月 18 日 午前 10 時開議

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 1 号 | 鋸南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第 2 号 | 鋸南町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 3 号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 4 号 | 鋸南町税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 5 号 | 鋸南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 6 号 | 鋸南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 7 号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第 8 | 議案第 8 号 | 平成 27 年度鋸南町一般会計補正予算（第 5 号）について |
| 日程第 9 | 議案第 9 号 | 平成 27 年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について |
| 日程第 10 | 議案第 10 号 | 平成 27 年度鋸南町水道事業会計補正予算（第 2 号）について |

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12 名）

- | | |
|------------------|----------------|
| 1 番 田 久 保 浩 通 君 | 2 番 青 木 悦 子 君 |
| 3 番 笹 生 久 男 君 | 4 番 渡 邊 信 廣 君 |
| 5 番 小 藤 田 一 幸 君 | 6 番 緒 方 猛 君 |
| 7 番 鈴 木 辰 也 君 | 8 番 黒 川 大 司 君 |
| 9 番 伊 藤 茂 明 君 | 10 番 笹 生 正 己 君 |
| 11 番 平 島 孝 一 郎 君 | 12 番 三 国 幸 次 君 |

欠席議員 (なし)

地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	白石 治和 君	副 町 長	内田 正司 君
教 育 長	富永 安男 君	総務企画課長	菊間 幸一 君
税務住民課長	福原 傳夫 君	保健福祉課長	渡邊 昌廣 君
地域振興課長	飯田 浩 君	教 育 課 長	前田 義夫 君
水道課長	山崎 友之 君	会計管理者	三瓶 睦 君
総務管理室長	石井 肇 君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事 務 局 長	増田 光俊	書	記 醍 醐 陽 子
---------	-------	---	-----------

…………… 開 議 ・ 午 前 1 0 時 0 0 分 ……………

◎開議の宣言

○議長（伊藤茂明）

皆さん、おはようございます。
議員各位には御苦労さまです。
ただいまの出席議員は12名です。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（伊藤茂明）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布しておきました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第1 議案第1号「鋸南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 菊間幸一君。

〔総務企画課長 菊間幸一君 登壇〕

○総務企画課長（菊間幸一君）

議案第1号「鋸南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」御説明申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる「番号法」第9条第2項に定める利用範囲及び第19条第9号で定める特定個人情報の提供の範囲以外で地方公共団体が条例で定めて行う事務と、他の機関にその事務を処理するために、必要な特定個人情報を提供する場合について条例に規定する必要がありますことから、制定するものでございます。

第1条は、番号法第9条第2項及び第19条第9号に基づく本条例制定の趣旨を示したものでございます。

第2条は、定義といたしまして、本条例における個人番号、特定個人情報、個人番号利用事務実施者、情報提供ネットワークシステムにつきまして、用語の意義を定めたものでございます。

第3条は、町の責務といたしまして、国と連携を図りながら個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、適正な取扱いを確保するための必要な措置を講じることを定めたものでございます。

第4条は、条例で定める個人番号の利用範囲を規定したものでございます。

別表第1に掲げる執行機関が行う事務と、別表第2に掲げる執行機関が行う事務の特定個人情報について利用できることを規定したものでございます。

本条例で定める事務は六つございまして、具体的には、次ページの別表第1に記載してありますが、幼稚園保育料の減免に関する事務、重度心身障害者医療費助成に関する事務、子ども医療費助成に関する事務、ひとり親家庭等医療費助成に関する事務、町営住宅の管理に関する事務及び障害者グループホーム等入居者家賃制度に関する事務、でございます。

それぞれの事務におきまして、利用する特定個人情報は別表第2の右欄に掲げた内容でございます。

第5条では、幼稚園保育料の減免に関する事務に利用する特定個人情報は、番号法第19条第9号において、町長が教育委員会に情報を提供することとなりますことから、別表第3に規定したものでございます。

第6条は条例の施行に関し必要な事項を規則で定めることを規定するものでございます。

なお、この条例は平成28年1月1日から施行しようとするものでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番 三国幸次君。

○12番（三国幸次君）

1点だけ確認したいことがあります。

条例の中でも何カ所も出てきますけれども、必要な事項は規則で定めるという文言が入っています。それで、施行が28年1月1日ということですので、規則の方はもうすでにできているのか。もし、できていなければいつまでに規則はつくる予定なのか、その

辺どうでしょう。

○議長（伊藤茂明）

総務企画課長 菊間幸一君。

○総務企画課長（菊間幸一君）

規則につきましては、もうすでに案はできておりました決裁を受けているところでありまして、1月1日付けですね、同日的に規則の方の施行もしたいというふうに考えております。

○議長（伊藤茂明）

はい、三国幸次君再質問。

○12番（三国幸次君）

もし差し支えなかったら、規則ができたなら知らせてもらいたいと思いますので、お願いしたいと思います。

よろしくお願いします。

終わります。

○議長（伊藤茂明）

他にありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第2 議案第2号「鋸南町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について」

を議題といたします。

地域振興課長より議案の説明を求めます。

地域振興課長 飯田浩君。

〔地域振興課長 飯田浩君 登壇〕

○地域振興課長（飯田浩君）

議案第2号「鋸南町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について」御説明申し上げます。

平成27年9月4日に「農業委員会等に関する法律」が改正され、農業委員については、選挙による公選制から町長が任命する任命制への転換が図られました。これにより、現在の「鋸南町農業委員会の選挙による委員定数条例」を廃止し、新規に本条例の制定をお願いしようとするものでございます。

条例を御覧ください。

第1条は、「条例の目的」の規定でございます。

第2条は、「定数に関する規定」で、第1項において、「農業委員」の定数を10人と定め、第2項では、新たに設置が義務付けられた「農地利用最適化推進委員」の定数を8人と定めるものでございます。

なお、本条例は平成28年5月14日から施行し、本条例の施行に伴い、現行の「鋸南町農業委員会の選挙による委員定数条例」を附則において廃止しようとするものでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第3 議案第3号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 菊間幸一君。

〔総務企画課長 菊間幸一君 登壇〕

○総務企画課長（菊間幸一君）

議案第3号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

鋸南町農業委員会の委員の定数に関する条例第2条第2項で規定する農地利用最適化推進委員の報酬年額を農業委員と同額と定めようとするものでございます。

新旧対照表をお願いいたします。

改正案表中の、1番下でございます、農地利用最適化推進委員、年額20万7,100円につきましては、今回新たに規定するものでございます。

この条例は、平成28年5月14日から施行しようとするものでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第4 議案第4号「鋸南町税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長 福原傳夫君。

〔税務住民課長 福原傳夫君 登壇〕

○税務住民課長（福原傳夫君）

議案第4号「鋸南町税条例の一部を改正する条例の制定について」御説明いたします。

地方税法の一部を改正する法律が、平成27年3月31日に公布され、4月1日に施行されたことに伴い、鋸南町税条例の一部を改正する必要が生じたので、条例改正をお願いするものでございます。

改正の主なものは、地方税法の改正に伴い、納税者の申請による換価の猶予制度が創設され、猶予に係る担保の徴収基準の規定の整備、町税等の減免措置を受けようとする際の申請期限の納期限前7日を、納期限前日に改める規定の整備、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴う、規定の整備及び旧3級品の紙巻たばこの特例税率の廃止に伴う、町税の激減緩和のための経過措置をするものでございます。

それでは、新旧対照表により、御説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをお願いします。

第5条の2「徴収猶予に係る町の徴収金の分割納付又は分割納入の方法」につきましては、地方税法に条例委任事項が設けられたことに伴う、改正によるもので、徴収の猶予をする場合、徴収金を分割して納付し、又は納入する方法について定めるものでございます。

また、徴収の猶予をした期間の延長をする場合における、当該徴収の猶予の延長に係る徴収金を分割して納付し、又は納入する方法について定めるものでございます。

次のページ、2ページをお願いします。

第5条の3「徴収猶予の申請手続等」につきまして、第1項から次のページ、3ページの第4項までは、徴収の猶予を申請する場合の申請書の記載事項及び添付書類について定めるものでございます。

第5項は、徴収の猶予期間の延長を申請する場合の申請書の記載事項及び添付書類について、定めるものでございます。

第6項は、災害等により徴収の猶予する場合で、添付書類の提出が免除される場合にあっては、提出が義務付けられる書類について、定めるものでございます。

第7項は徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る申請書又は添付書類の記載不備により、訂正を求める通知を受けた場合の訂正期限について、20日と定めるものでございます。

第5条の4「職権による換価の猶予の手続等」につきまして第1項は、法を準用し、職権による換価の猶予する場合の分割納付、納入方法を定めるものでございます。

第2項は、職権による換価の猶予をする場合に、必要に応じて提供を求めることができる書類について、法を準用し、定めるものでございます。

第3項は、職権による換価の猶予を延長する場合に、必要に応じて提供を求めることができる書類について、法を準用し、定めるものでございます。

下段の第5条の5「申請による換価の猶予の申請手続等」につきまして、第1項は、徴収金の納期限から換価の猶予を申請する期限について規定するものでございます。

次のページ、4ページをお願いします。

第2項、第3項は、法を準用し、猶予する期間内の分割納付、納入金額の変更、当該徴収の猶予期間の延長を受けた者への通知について規定するものでございます。

第4項、第5項は、申請による換価の猶予を申請する場合の申請記載事項及び添付書類について、規定するものでございます。

第6項、第7項は、申請による換価の猶予の延長を申請する場合の申請記載事項及び添付書類について規定するものでございます。

第5条の6「担保を徴する必要がない場合」につきましては猶予に係る金額が50万円以下、猶予期間が三月以内の場合又は特別な事情がある場合には、担保を徴収する必要がないことを規定するものでございます。

第6条「公示送達」につきましては、地方税法の改正にあわせて規定を整理するものでございます。

5ページをお願いします。

第11条「町民税の納税義務者等」、第2項、第3項につきましては地方税法の改正にあわせて引用条文を整備するものでございます。

第19条「所得割の課税標準」につきましては地方税法の改正にあわせて所得税における外国転出時課税の創設に伴い、個人住民税所得割の課税標準計算において当該譲渡所得について、所得税法の計算の例によらないものとする規定を整備するものでござい

す。

第 23 条の 2 「町民税の申告」、第 8 項につきましては番号法の施行にあわせ、法人番号の所要の規定を整備するものでございます。

6 ページをお願いします。

第 23 条の 3 の 3 「個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書」、第 4 項につきましては法の改正に伴い、規定を整備するものでございます。

第 36 条の 2 「町民税の減免」、第 2 項につきましては減免の申請期限を実情にあわせ納期限前の 7 日を、納期限前に改正し、番号法の施行に伴い、現行の 1 号を 2 号に、2 号を 3 号に繰り下げ、1 号に番号法の施行に伴う、個人番号、法人番号等の所要の規定を整備するものでございます。

第 48 条の 2 「施行規則第 15 条の 3 第 2 項の規定による補正の方法の申出」と

次のページ、7 ページの第 48 条の 3 「法第 352 条の 2 第 5 項及び第 6 項の規定による固定資産税額のおん分の申出」につきましては番号法の施行に伴う、個人番号、法人番号の所要の規定を整備するものでございます。

8 ページをお願いします。

第 57 条「固定資産税の減免」につきましては、第 36 条の 2 「町民税の減免」と同様に、減免の申請期限を実情にあわせ納期限前の 7 日を、納期限前に改正し、番号法の施行に伴い、個人番号、法人番号の規定を整備するものでございます。

第 59 条の 4 「住宅用地の申告」第 59 条の 5 「被災住宅用地の申告」につきましては番号法の施行に伴う、個人番号、法人番号の所要の規定を整備するものでございます。

9 ページをお願いします。

第 73 条「軽自動車税の減免」第 74 条「身体障害者等に対する軽自動車税の減免」と次のページ、10 ページ中段よりやや下の第 118 条の 3 「特別土地保有税の減免」につきましては減免の申請期限を実情にあわせ納期限前の 7 日を、納期限前に改正し、番号法の施行に伴い、個人番号、法人番号等の所要の規定を整備するものでございます。

11 ページをお願いします。

第 127 条「入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告」につきましては番号法の施行に伴い、個人番号、法人番号等の所要の規定を整備するものでございます。

附則第 3 条の 2 の 2 「納期限の延長に係る延滞金の特例」につきましては法の改正に伴い、引用する条を整備するものでございます。

次のページ、12 ページをお願いします。

附則第 10 条の 3 「新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告」につきましては番号法の施行に伴い、個人番号、法人番号等の規定を整備するものでございます。

14 ページをお願いします。

附則第 11 条の 2 「たばこ税の税率の特例」につきましては法の改正にあわせて、特例

税率を廃止するものでございます。

15 ページをお願いします。

附則の施行期日でございますがこの条例は、交付の日から施行し、ただし各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行するものでございます。

第2条の「徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置」からページ17 ページ中の第5条の「軽自動車税に関する経過措置」と、ページ、26 ページ中の、第7条「特別土地保有税に関する経過措置」、第8条「入湯税に関する経過措置」は、各条に掲げるそれぞれの規定に定める日から施行するものでございます。

恐れ入りますが17 ページに戻っていただきまして、下段の、第6条「町たばこ税に関する経過措置」つきましては、旧3級品の紙巻たばこの特例税率の廃止に伴う、たばこ税率の激変緩和のための経過措置について、規定するものでございます。

18 ページをお願いします。

現在の税率1,000本につき2,495円を、平成28年4月1日から平成29年3月31日まで1,000本につき2,925円に、平成29年4月1日から平成30年3月31日まで1,000本につき3,355円に、平成30年4月1日から平成31年3月31日まで1,000本につき4,000円に引き上げまして、平成21年。

失礼しました。

平成31年4月1日からは、一般品の紙巻たばこの1,000本につき税率5,262円が適用されるものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜わりますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第5 議案第5号「鋸南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長 福原傳夫君。

〔税務住民課長 福原傳夫君 登壇〕

○税務住民課長（福原傳夫君）

議案第5号「鋸南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」御説明いたします。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴い、鋸南町国民健康保険条例の一部を改正する必要性が生じたので、条例改正をお願いするものでございます。

改正の内容は「徴収猶予」「保険料の減免」「特例対象被保険者等に係る届出」の申請書の記載事項として、「個人番号」を追加するものでございます。

それでは、新旧対照表により、御説明させていただきますので、新旧対照表の1ページを、お願いします。

第24条「徴収猶予」、第25条「保険料の減免」、第25条の3「特定対象被保険者等に係る届出」につきましては番号法の施行に伴い、申請書の記載事項として、個人番号を追加するものでございます。

施行期日につきましては、平成28年1月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第6 議案第6号「鋸南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長 渡邊昌廣君。

〔保健福祉課長 渡邊昌廣君 登壇〕

○保健福祉課長（渡邊昌廣君）

議案第6号「鋸南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

本条例の改正につきましては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴い、鋸南町介護保険条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容といたしましては、保険料の徴収猶予に係る申請書及び保険料の減免に係る申請書の記載事項として、個人番号を追加するものでございます。

それでは新旧対照表をお願いいたします。

第11条では、保険料の徴収猶予について規定しておりますが、保険料の徴収猶予に係る申請書の記載事項として、個人番号を追加するものでございます。第12条では、保険料の減免について規定しておりますが、保険料の減免に係る申請書の記載事項として、個人番号を追加するものでございます。

施行期日につきましては、平成28年1月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第7 議案第7号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 菊間幸一君。

〔総務企画課長 菊間幸一君 登壇〕

○総務企画課長（菊間幸一君）

議案第7号「人権擁護委員候補者の推薦について」御説明申し上げます。

人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦するにあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞くため、推薦議案を提出いたします。

推薦しようとする方は、住所、鋸南町勝山353番地の5、氏名、鈴木義康、生年月日、昭和21年10月8日。

任期は、平成28年4月1日から3年となる予定であります。

なお、資料として、経歴書をお手元に配布してございます。

よろしく御審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第8 議案第8号「平成27年度鋸南町一般会計補正予算（第5号）について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 菊間幸一君。

〔総務企画課長 菊間幸一君 登壇〕

○総務企画課長（菊間幸一君）

議案第8号「平成27年度鋸南町一般会計補正予算（第5号）について」御説明いたします。

1 ページをお開き願います。

今補正予算は歳入歳出それぞれ3,210万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ41億9,822万6,000円とするものでございます。

10 ページをお開き願います。

歳出から御説明いたします。

人件費ですが、職員採用・昇格や異動に伴う人件費を今回調整させていただきまして、全体で601万7,000円をお願いいたしました。

第2款総務費、第1項、第1目一般管理費、11節需用費124万円の内訳ですが、消耗品費は、電子調達システム整理用品等で59万9,000円、食糧費は、都市交流施設竣工式費用等で32万5,000円、修繕料は、給与システムサーバ移設費で31万6,000円をお願いいたしました。

24節、投資及び出資金184万1,000円は、房総導水路緊急改築事業の南房総広域水道企業団への出資金追加分でございます。

第3目、財産管理費、11節需用費48万6,000円は、庁舎警備システム増設費等でございます。

第9目、都市交流施設整備事業費、15節工事請負費60万円は、観光地魅力アップ事業補助金を活用による観光案内看板整備工事でございます。

11ページをお開き願います。

第3項、第1目戸籍住民基本台帳費、18節備品購入費53万9,000円は、マイナンバー制度導入による顔認証用のパソコン・スキャナ・ウェブカメラの購入費用でございます。

第3款、民生費、第2項、第4目、学童保育費7節、賃金507万2,000円は、学童保育所利用者増による指導員賃金増、13節、委託料は学童保育所改修工事設計委託費確定により93万6,000円の減と地質調査委託9万8,000円でございます。

12ページをお開き願います。

第5款、農林水産業費、第1項、第3目、農業振興費11節、需用費6万2,000円と18節、備品購入費7万5,000円は、飼料用米生産拡大推進事業費で全額県補助金の活用となります。19節、負担金補助及び交付金は、捕獲した有害獣の搬出用ウインチ2台・運搬用ソリ5台の機材購入費です。

13ページをお開き願います。

第8款消防費、第1項、第2目消防施設費、1節報酬8万6,000円は、鋸南町地域防災計画見直しにあたり、防災会議を2回開催したく、増加分1回の増額をお願いいたしました。

また、11節印刷製本費60万円は、A2サイズのハザードマップ等を全戸に配布する費用でございます。

14ページをお開き願います。

第9款、教育費、第5項、社会教育費、第1目、社会教育総務費11節、需用費48万6,000円は、「鋸南町の歴史」の冊子を1,000部作製し、小学5年生から中学1年生用の教材として活用するものでございます。

第4目、文化財保護費、15節、工事請負費26万円は、寄付金を活用し市井原獅子舞神楽舞と鶴ヶ崎神社大絵馬の2カ所に解説版を設置するものです。

第6項、第3目町民体育施設費、11節修繕料65万5,000円は、海洋センター外灯5カ所の修繕費でございます。

第7項、第1目学校給食センター費、13節委託料13万円は、保護者からの要望により給食費口座振替にゆうちょ銀行を追加するための委託費でございます。

15ページをお開き願います。

第10款、災害復旧費ですが、9月7日から8日の台風18号に伴う豪雨により被災した箇所の復旧費用でございます。

第1項、公共土木施設災害復旧費、第1目、道路橋梁災害復旧費、15節、工事請負費280万円は、町道2-205号線、川籠線の道路災害復旧工事費です。

第2目、河川災害復旧費、15節、工事請負費800万円は、小保田の普通河川池の上川の復旧工事費です。

第2項、農林水産業施設災害復旧費、第2目、農業用施設災害復旧費、15節、工事請負費160万円は、大帷子地先の農業用水路の復旧工事費です。

続きまして、歳入ですが、8ページをお開き願います。

第9款、地方交付税、第1目、地方交付税は、普通交付税確定により1億5,655万2,000円の予算計上となりました。

第11款分担金及び負担金、第1目民生費負担金は、学童保育料増額分150万円の予算計上となりました。

第13款国庫支出金、第2目災害復旧費国庫負担金、1節公共土木施設災害復旧費負担金720万3,000円は、道路災害186万7,000円、河川災害533万6,000円に充当する歳入でございます。

第14款県支出金、第1目総務費県補助金、36万5,000円は、観光地魅力アップ整備事業補助金で、都市交流施設の案内看板設置工事に充当する歳入で補助率は3分の2となります。

第4目、農林水産業費県補助金、1節農業費補助金中、飼料用米生産拡大推進交付金13万5,000円は、飼料用米生産拡大推進事業に充当する歳入で、補助率100%でございます。

次に、鳥獣被害防止総合対策交付金72万9,000円は、捕獲した有害獣の搬出用ウインチ2台、運搬用ソリ5台の機材購入費に充当する歳入で補助率2分の1でございます。

第9目、災害復旧費県補助金、104万円は、農業用施設災害復旧費に充当する歳入でございます。

第16款、寄付金、第2目、教育費寄付金、1節社会教育費寄付金10万円は、文化財看板設置工事費に充当いたしました。

第17款、繰入金、第1目、財政調整基金繰入金は、普通交付税の確定に伴い、1億4,680万2,000円を減額、5目、東日本大震災復興基金繰入金60万円は、防災計画に伴う印刷製本費に充当いたしました。補正後の財政調整基金残高は、7億4,074万5,000円、東

日本大震災復興基金残高は、882万3,000円の見込みとなります。

9ページをお開き願います。

第18款、繰越金、1節前年度繰越金は、前年度繰越金1億8,542万4,000円の残額422万円の全額を充当いたしました。

第19款諸収入、第6目雑入では、県税取扱費交付金29万1,000円と市町村振興宝くじ交付金617万円を計上いたしました。

5ページをお開き願います。

第2表債務負担行為補正ですが、追加は、ちば電子調達システムサービス提供業務で、期間は平成27年度から平成30年度まで、限度額は288万9,000円です。平成27年度中に業者選定を行い、平成28年度から委託予定です。

次に、学校給食センター排水処理施設維持管理業務で、期間は平成27年度から平成32年度まで限度額は、648万円です。平成27年度中に業者選定を行い、平成28年度から委託予定となっております。

最後に16ページ以降は、給与費明細書を添付しております。

以上で議案第8号の説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番 渡邊信廣君。

○4番（渡邊信廣君）

私の方から1点だけ質問させていただきます。

10ページですね、総務費の9番の9目の、都市交流施設整備事業費の中ですね、工事請負費60万、道の駅保田小学校観光案内看板ですか、設置工事というふうになっていますけれども、どんなものなのかね、内容を教えていただきたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長 菊間幸一君。

○総務企画課長（菊間幸一君）

これにつきましては、観光地魅力アップ事業補助金、3分の2の補助金を使いまして、道の駅保田小学校の、右手見ますとトイレの表示がしてありますが、そのちょっと奥に入ったところになりますが、そこに鋸南町へようこそというですね、鋸南町全体の案内看板を補助事業を使って配置したいということでございます。

○議長（伊藤茂明）

よろしいですか。

他にありますか。

7番 鈴木辰也君。

○7番（鈴木辰也君）

13ページの8款消防費、消防設備費、11節の需用費の印刷製本費については、今2番のハザードマップの印刷製本費という説明がありました。

そうしますと、地域防災計画の本体の製本費については当初予算の地域防災計画策定委託費の中に含まれていると考えてよろしいでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長 菊間幸一君。

○総務企画課長（菊間幸一君）

そのとおりでございます。

○議長（伊藤茂明）

はい、7番 鈴木辰也君。

○7番（鈴木辰也君）

それでは計画の一般質問でもしたんですが、概要版についてはどのようになっているかお答え願いたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長 菊間幸一君。

○総務企画課長（菊間幸一君）

一般質問いただきました時にも御答弁させていただきましたけれども、概要版につきましては、地域防災計画の中からですね、住民の皆さん用に概要版の方を町の方で作成し、配布していきたいというふうに考えております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、最後です。

鈴木辰也君。

○7番（鈴木辰也君）

この概要版につきましては、町民の皆さんにとってですね、本当に有用な、役に立つような概要版をつくってほしいという要望もですね、一般質問の時にもして、課長の方からも答弁いただきましたけれども、再度ですね、町長さんに御答弁をいただければと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

はい、副町長 内田正司君。

○副町長（内田正司君）

課長から答弁ございましたけれども、新しくできる計画の中からですね、町民に有用な分かりやすい概要版にして、配布をさせていただきたいと思っております。

○議長（伊藤茂明）

他にありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

他に質疑がないようですので質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第9 議案第9号「平成27年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長 福原傳夫君。

〔税務住民課長 福原傳夫君 登壇〕

○税務住民課長（福原傳夫君）

議案第9号「平成27年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」御説明いたします。

恐れ入りますが、1ページを御覧ください。

平成27年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出それぞれ541万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ14億6,968万円にしようとするものでございます。

それでは、歳出から御説明いたしますので、7ページを御覧ください。最後のページになります。

2款保険給付費、1項、療養諸費、3目一般被保険者療養費、19節負担金補助及び交

付金 34 万 1,000 円につきましては社会保険の資格喪失により、遡及支給が生じたことから補正をお願いするものでございます。

2 項、高額療養費、1 目、一般被保険者高額療養費につきましては、療養費の見込み額が伸びていることから 506 万 9,000 円の増額補正をお願いするものでございます。

歳出を終わります。

続きまして歳入について御説明いたします。

6 ページをお願いします。

9 款繰越金、1 目繰越金、前年度繰越金 541 万円は歳出予算で御説明いたしました、保険給付費に充当するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 10 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第 10 議案第 10 号「平成 27 年度鋸南町水道事業会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。

水道課長より議案の説明を求めます。

水道課長 山崎友之君。

[水道課長 山崎友之君 登壇]

○水道課長（山崎友之君）

議案第 10 号「平成 27 年度鋸南町水道事業会計補正予算（第 2 号）について」御説明いたします。

今、補正予算は、漏水修理工事に伴う路面復旧費の増額と、企業債の償還利率確定により、支払利息の減額をしようとするものであります。

予算書の 2 ページをお願いします。実施計画により説明いたします。

収益的収入及び支出のうち、収入におきましては、第 1 款水道事業収益を 12 万 9,000 円増額し、4 億 8,503 万 4,000 円にしようとするものであります。

内訳であります。第 2 項営業外収益、第 6 目雑収益を、東京電力の原発事故損害賠償、これは放射性物質の水質検査費用であります。これが確定したことにより、賠償金 12 万 9,000 円を増額するものであります。

支出では、第 1 款水道事業費を 175 万 2,000 円増額し、4 億 7,906 万 5,000 円にしようとするものです。

内訳は、第 1 項営業費用、第 2 目配水及び給水費の、路面復旧費 232 万 4,000 円と備消耗品費 6 万 5,000 円、併せまして 238 万 9,000 円を増額し、第 4 目総係費の消耗品費、6 万 5,000 円を減額しようとするものであります。

第 2 項営業外費用、第 1 目支払利息は、企業債の償還利率が確定したことにより、57 万 2,000 円を減額しようとするものであります。

3 ページをお願いいたします。

平成 27 年度鋸南町水道事業予定キャッシュフロー計算書でございますが、平成 27 年度末における資金残高は、2 億 5,838 万 6,000 円となる見込みでございます。

4 ページから 8 ページは、平成 26 年度鋸南町水道事業損益計算書及び貸借対照表。9 ページから 11 ページは平成 27 年度鋸南町水道事業予定貸借対照表ですので、後ほど御参照願います。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行いません。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎閉会の宣言

○議長（伊藤茂明）

以上で、今定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、平成27年第8回鋸南町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

〔閉会のベルが鳴る〕

…………… 閉 会 ・ 午 前 1 0 時 5 6 分 ……………

地方自治法第124条第2項の規定により署名する。

平成28年 2月 5日

議 会 議 長 伊 藤 茂 明

署 名 議 員 田 久 保 浩 通

署 名 議 員 緒 方 猛